

令和4年12月7日

第4回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和4年12月7日(水) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	村井 勉	2番	門 秀俊
3番	天野 里美	4番	兼若 幸一
5番	中野 一郎	6番	松岡 忠
7番	金井 浩三	9番	小川 保
10番	古川 幸義	12番	渡邊美喜子
13番	尾崎 忠義		

1、欠席議員

11番	隅岡 美子
14番	志村 忠昭

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	岡部 登
教 育 長	三木 信行
会計管理者	山下 佐千子
町長公室長	山内 剛
総務課長	泉 知典
政策観光課長	土井 真誠
税務課課長補佐	山本 将之
住民環境課長	石井 克典
健康福祉課長	富木田 笑子
高齢者保険課長	松浦 久美子
建設課長	三谷 勝則
産業課長	谷口 賢司
消防長	阿河 弘次
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開議 午前9時00分

議長（村井 勉）

お早うございます。

本日も定刻にご参集頂きまして、誠に有難うございます。志村 議員、隅岡 議員より欠席届が出ておりますので、ご報告申し上げます。

ただ今、出席議員は11名であります。よって地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。多度津町議会会議規則第125条の規定により、5番、中野 一郎 君、7番、金井 浩三 君を指名します。

日程第2. 一般質問を行います。なお、質問者の1人の持ち時間は、質問と答弁を合わせて60分以内となっております。

それでは質問の通告がありますので、順次発言を許可します。

初めに、10番、古川 幸義 君。

議員（古川 幸義）

お早うございます。10番、古川 幸義でございます。

通告順により、次の質問を致しますので、関係する各課は、ご答弁をよろしくお願い致します。

まず、今回また、財政に関する質問を致します。今回も前回、このような質問を繰り返してするつもりでございますが、何度も重複するのかなと思う方は多いかも知れませんが、大変町にとっては重要な事項でありますので、敢えて再度質問致します。

質問、「将来負担比率の発表から財政健全化はどうするのか」について質問致します。前期9月議会において私の一般質問で取り上げましたが、本町の将来負担比率は、全国レベルでワースト第何位かという質問を致しました。担当課ご答弁では、昨年、令和2年度の全国将来負担比率を参照すると、全国ワースト9位程度となる答弁でございました。後日、9月30日の総務省ホームページ、報道関係の発表を閲覧しますと、市町村1,718団体、特別区23団体、計1,741団体の財政状況を示し、令和4年8月末現在の集計状況を速報として取りまとめたものとし、公表されておりました。発表された数字の高いものを順に並べていきますと、将来負担比率ワースト1位は北海道の夕張市274.0ポイント、2位は山形県長井市225ポイント、3位奈良県平群町183.3ポイント、4位多度津町182.4ポイント、5位は京都府宮津市178.2ポイントと結果でございました。この結果は、町民の皆様もいまだ知らず、我々議会の方にも順位については、今日においても報告はされておられません。しかしながら、11月のたどつ広報記載では資料がありますので、ちょっと映して頂きます。11月のたどつ広報記載では、早期健全化基準、将来負担比率と対比して350%に対し、182.4%であり、多度津町の算

定分析として、令和3年度の財政健全化判断比率及び資金不足比率は、令和3年度の財政健全化判断比率及び資金不足比率は、多度津町の財政状況は健全段階であるという結果になりました。財政健全化法上では数値を下回っており、県内の他市町と比べ、これまでの公債負担の状況や土地開発公社の負債などを勘案しますと、しかし県内の他市町と比べて高い比率になっています。とホームページには記載されておりました。この記載された内容を見ますと、住民の方の中にはまだまだ数値は、350にはほど遠く、まだ大丈夫と思われた住民の方は非常に多いと察し致します。当然ながら、議会の方にもワースト順位の高さは確認されておりませんでした。

さて、11月の新聞では、このような記事が記載されておりましたので紹介させていただきます。財政健全化への経費見直し、坂出市23年度予算編成方針として、市の最重要プロジェクトとして位置づけ、坂出再生に向けた施策を推し進める一方で、徹底した経費見直しを行い、持続的な財政基盤の確立に努めるという記事であり、財政規模に対して今後負担する負債の割合を示す将来負担比率は69.9ポイントと県内市ワースト1位で、さらなる財政健全化を求められている。これを踏まえ、23年度の予算要求では22年度を下回り、現在取り組んでいる事業も改めて効果を検証し、廃止も含めて検討するとの記事でありました。本町の数値と比べると半分以下の数値であり、本町はこれ以上の危機感を当然持つべきであると同時に、これまでの議会の採決の結果にも反省する結果が大であったとっております。それでは、質問に入ります。

一つ、財政健全化について、現状、今後どのようにお考えですか、お伺い致します。

町長（丸尾 幸雄）

古川幸義議員の財政健全化の現状と今後の考え方についてのご質問に答弁をさせていただきます。

9月議会におきまして、全国の団体別健全化判断比率等は、現時点では把握出来ておらず、令和2年度において全国ワースト8位の市町が190.0%でしたので、全国の他市町の数値に大きく変動がない場合はワースト9位程度になりますが、他市町の状況によっては、本町の全国順位はさらに悪くなる可能性もあると見込んでいます。と答弁をさせていただきました。議員のおっしゃるとおり、9月30日に「令和3年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要」これは速報値ではありますが、が公表され、本町の将来負担比率は全国ワースト4位となりましたが、財政健全化法においては財政健全化計画を策定し、自主的に財政の健全化を図るように求められる。早期健全化基準は350%であり、182.4%という本町の比率は健全段階ということになります。もともと本町の将来負担比率は、算定が始まった平成19年度は318.5%と、非常に高い数値でありましたが、以降は、平成25年度の108.5%まで下降が続きました。しかしながら平成26年度以降、多度津中学校の改築や白方小学校学習棟、消防庁舎、防災行政無線、緊急避難路や小学校の施設整備など防災対策を中心とした大規模事業が継続したため、事業実施に伴う町債残高の増加を主因として本町の将来負担比率は上昇に転じ、

令和元年度には将来負担比率は152.7%まで上昇、全国ワースト26位となりました。そのような中で庁舎及び地域交流センター建設を行い、多額の町債を発行したため、将来負担比率はさらに上昇し、令和3年度末には182.4%となったものであります。これらの事業は東日本大震災の教訓を受け、南海トラフ地震に備えるための防災対策事業を中心に有利な財源を適切に活用しながら実施してきたものではあります。今後は健全化判断比率の改善に向け、起債残高の縮減に取り組んでいかなければならないと考えております。将来負担比率につきましては、過去に318.5%を示した時は、多額の借金を抱えていたからで、これらの返済はほとんどが30年償還であり、確実に返済することが必須だと考えております。現在、計画どおり返済をしており、借金は確実に減少しております。大事なのは、他市町と比較して良いか悪いかではなく、健全な比率の中にいるかどうかだと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に際しまして、再質問させていただきます。

ただ今答弁にありましたように、一時は300を超える非常に悪い結果となりまして、その当時、私、平成19年に初めて議会に登壇しまして、その時に丸尾町長も財政健全化については常に質問されて、それから丸4年後には丸尾町長が就任され、財政課健全化に向けて4年、8年と財政健全化に努められて、このような低い数値に抑えられたことは、ひとえに丸尾町長のご検討の結果だと思っております。

この中で、質問の答弁の中にありました2007年には、早期財政健全化団体の一步手前の318.5%、これは非常に町民の方々も非常にショックを受けて、町民1人頭、大体100万から150万ぐらいの負担が、当時話題になっていたと思っております。2013年には108.5%と、これは、丸尾町長の今、申したとおり、丸尾町長が財政健全化を図られた結果そのものだと思っております。しかしながら2022年には182.4ポイントで、来年度には192.2ポイントになる予測でございます。これは恐らく、全国レベルで言いますと、将来負担比率はワースト3位になると推察致します。全国平均値の数値は市町村が1,718団体で、先ほど申しましたが、計1,741団体で、将来負担比率の平均率は60.0ポイントであると確認しております。これは、その当時本町が2007年に318ポイントであった時には、他の1,700の市町も今の60.0ポイントよりも非常に高い数字です。これ以降、他の市町も本町も財政健全化に向けて、大変な努力をして町民の皆さん方にも辛抱して頂いた。このような結果があって、今現在は60.0ポイントが、全国市町の基準の平均ポイントでございます。今から本町は公共施設が、まだまだ改修や改築の予定がございます。例を挙げてみれば、本町の町営住宅もしかり、また、体育館も耐震化の診断を行っておりますから、大幅な大規模の改修か、若しくは、目的を考えて、色々なものを将来的に考えていけないと思います。また温水プール、また、サクラートもやはり吊天井はしておりますので、大幅な改修とかそういうもの

をしなきゃいけないので、将来的に財政がかかるコストっていうのは非常に大きいんじゃないかと思われております。また、野球場の方の照明装置、これも今、電気が切れても、改修するその球がありませんので、ゆくゆくはLED化をしていかなきゃいけないので、まだまだ本町の公共施設には、隠された財政コストをかけなきゃいけない問題がまだ沢山あると思いますので、この財政健全化比率が順調に下がっていくのか、非常に不安を感じております。こういう風な予測に対して、再度、再質問致しますが、財政のこの状況を踏まえて、どのようにまた今後、町長、今度4期目へ向かわれますが、どのような政策を進めるのか、再度、再質問したいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

町長（丸尾 幸雄）

この将来負担比率を下げていくのかどうかというご質問だったと思いますが、私が町長に就任させて頂いた時に将来負担比率というのは、香川県の中で8市9町の中で、断トツに悪かったです。そういう中で、やはり町民の皆様方の安心・安全を守る、その施策というのは、どうしてもやっていかなければいけない、それが行政の責務だと思っておりますので、財政の健全化を図りながら、そういうことはやっていかなければいけない、そういう考えの中で、多度津中学校の建て替えから今、先ほど申しましたようなこと、それからこの役場庁舎とそれから地域交流センターを合築するということで、建て替えを致しました。これで南海トラフの引き起こすような東日本大震災クラスの地震には耐えられる建物が出来た、そういう面では、町民の命を守ることにも寄与出来たんじゃないかと思っています。そのお陰で財政が少し悪くなりました。この令和4年度1年間は、私も自分のやりたいことを、政策の中でそれは少し抑えて、今、予算的にも随分抑えております。それはこの1年間そういうことをやると財政的にどのくらいの健全化が図れていくのか。ということ自分なりに知りたかったものですから、大体よく分かりました。私自身の中で財政の健全化を図りながら、これからどのようなことをやっていかなければいけないか。どの位の財政出動が必要なのか将来負担比率だけじゃなくて、実質公債比率とかそれからそういうものを健全な状態の中において、それで財政の健全化を図っていくということが大事だと思っております。先ほど申しましたように、多度津町の将来負担比率は他市町に比べて悪いです。これはもう既に悪くなってしまっているので、それを元に戻そう、ほかの他市町と同じようにしようと思ったら何も出来なくなります。何も出来ないということは住民サービスの低下を招く訳ですので、そういうことがないように、私が当初、町長に就任させて頂いた時にお約束しましたように、財政の健全化を図りながら、借金を確実に返済しながら、なおかつ借金をしていかなければいけないという、そのような困難な財政運営、これに立ち向かってまいりますということを当初の就任の時の言葉で表させて頂きましたので、今もそのことを守りながら、常にそのことについて頑張っているところであります。どうかご理解賜りますようお願いを申し上げます。

議員（古川 幸義）

再質問ではございませんが、財政健全化を図るために色々な予算を検討しながら、財政状況が悪化したということと、また、町民の安全安心を守るためという施策は、非常に大事なものかと思えます。しかし、一番大事なことは、財政の規模に合わせながら色々な事業を進めていく中で、本当に一番大事なものは、住民の皆さん方が住む、また、これから育っていく子供たちが幸せかどうかというところが、一番私は大事なものであると思うんですが、これは質問の答弁は結構でございます。丸尾町長と私にも幸という文字がありますので、常に大事にしていきたいと思っております。

それでは、次の質問に入らせて頂きます。

現在取り組んでる事業について効果を検証し、廃止も含め検討するのか、お伺い致します。

町長（丸尾 幸雄）

古川議員の現在取り組んでいる事業について効果を検証し、廃止も含めて検討するのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在実施している事業につきましては、それぞれの担当課において、事業実績や町民の皆様のご意見などを基にその事業効果や必要性に関する検証が行われているとともに、総合計画を始めとする各種計画の進捗管理の中では、議員の皆様や町民の皆様からご意見を頂き、改善出来る部分については、その都度、改善を行っております。現在取り組んでいるどの事業も町行政として実施すべき事業ですので、廃止は考えず、事業規模の見直しなどで出来るだけ対応し、財政規律を守りながら継続してまいりたいと考えております。以上答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

これは4年前、私どもが次の選挙戦、また、町長選に伴って四国新聞が取上げた記事でございます。ちょっと、読み上げさせていただきます。

4年前の町長選、町議選の前には、新聞紙上では多度津町の課題として、多額の借金、財政圧迫として掲載され、町債残高は248億円でありましたが、2022年度では251億でありまして、依然、増加の一途であります。これらの事業の額や内容を深く分析が必要であるとともに今後の事業の効果や必要性について検証して、廃止も必要と思われませんが、答弁された財政規模の見直しという、ご答弁されましたが、その中で重要とする中で、財政調整基金の令和1年から毎年2億程度の減少で、令和3年度には財政調整基金が約12億程度になり、今後至急に財政調整基金の積み上げが必要であります。当初予算では一般財源収支が歳出予算を賄えず、差額が現在では約6億近い開きとなっているのが現状でございます。そのような状況の中で方策などあれば、お聞きしたいと思えます。

当初予算の中の最初の財政規模に対して最終的に歳出が6億越えくらいの差があるので、極力近づけるようなという質問でございます。

町長（丸尾 幸雄）

歳入と歳出のバランスが歳出の方が多いということ、ということは借金をしてるってことですか。

議員（古川 幸義）

はい。

町長（丸尾 幸雄）

一つのこととこだわるというのか、一つのことじゃなくて、全体的を考えて、私ども行政の、まず、責務というのは、町民の皆様方の生命財産を守る、命を守る という政策を行っていくことが、まず第一義的なものだと思ってます。そのためには今回、少し財政状況が悪くなったのは、この役場庁舎とそれから地域交流センターを合築したということです。二つの施設を同時に建てたので、今までは財政状況、財政調整基金の積み上げ、前にもお話し申し上げましたが、15億以上にならないと新たな公設施設の整備をしない、建て替えはしないという、自分の考えの中で、それをやってきておりましたけれども、今回、今南海トラフの引き起こす大地震というのが、30年以内に70から80%っていう確率になってます。80%という確率は、もう今既にここで起きても不思議ではないという状況まで来ておりますので、そういう大地震が起こる前にやはり、老朽化及び耐震が出来ていない、この役場庁舎と総合福祉センターですね。この建て替えは急務だと。命を守るためには、これは早くやっておかないと地震が起きた時に命を守る保障がないということもありましたので、建て替えを行いました。これがやっぱり合築したということで、想像以上に借金が増えました。で、私、先ほど申しましたけども、今年令和4年度1年間は、ほとんど何も自分の政策、やりたいことってのはあるんですが、それは今ちょっとストップしてます。そしてその財政調整基金の行方も鑑みながら、今、私が町長に就任させて頂いた時に、五つの財政的な目標を立てました。健全な財政運営をするためには財政規律を乱さない、守る、それから費用対効果を上げていくとか、大事な町民の税金を運用させて頂いておりますので、そのようなことを考えて、5つのこと、その中には財政調整基金を積み積み上げると。一定の財政調整基金がないと借金をした場合に、借金をしていかなきゃいけない。その場合に、もしものことがあると、貯金がないと、どのご家庭でもそうですけどもいざという時に対応が出来ないということです。それを必ずきちんと確保した上で、全ての事業を行って行きました。多中の建て替えとか全ての事業を行って行きました。その中で、今回の役場庁舎と地域交流センターにおきましては、少し無理を致しました。それは、地震の起こる発生確率80%ということで、国中がそういう警鐘を鳴らしている中で、やはり、耐震が出来てない。大きな地震が起こったらすぐ倒れてしまう。町民の命が守れない。そういうことのために、そういうことがないようにやる。その中で、やはり借金も増えてきました。今からあまり長くしゃべっていると議員さんの次の質問がありますので、差し支えありますので、私が今の答えの中でお

答え出来る範囲内でお答えをさせて頂いたと思っております。また、ご質問頂けたらと思っております。

今後、財政調整基金は、やはり年々、2億円程度ずつ減少しておりますが、やはり最低限でもですね、16億程度の財政調整基金を積み上げることと、もう一つは目的別の基金を、やはり事業、どうしても今から行っていかなきゃいけないところがございしますので、その目的基金については、やはり確実に積み上げて計画を立てて実施するように、これは私どもの強い希望でございしますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

議員（古川 幸義）

それでは、次の3点目の質問に入らせて頂きます。

町税収入には現在のコロナや物価高等の影響が懸念されるが、どの様に対応するのか、お伺い致します。

税務課長補佐（山本 将之）

古川議員の町税収入には現在のコロナや物価高騰等の影響が懸念されるが、どの様な対応をするのかについてのご質問に答弁させて頂きます。

新型コロナウイルス感染症による影響につきましては、少なからず個人事業主や給与所得者の方などには影響があったものと考えております。また、物価高騰等による影響につきましては、個人や家庭における消費活動、家計に与える影響があるかと推測致します。税収への対応と致しましては、未納者・滞納者に対する督促状や催告書の発送、中讃広域行政事務組合の租税債権管理課との連携による徴収業務など、適切な滞納対策を進め、収納率の向上に努めてまいります。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の状況や景気の見通しなどまだまだ先行きが不透明な状況ではございますので、住民の方に対する丁寧な制度説明や個々の事情に応じた納税相談などを行いながら、今後の動向を注視しつつ、適正な賦課及び収納業務に取り組んでまいります。なお、12月9日から12月15日の平日19時30分まで夜間納税相談・納付窓口の開設を予定しておりますので、納付や納税相談等の機会としてご利用頂きたいと考えています。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対しまして再質問致します。

物価上昇の影響は、来年度に現れるのではないかと思います。長引くコロナの中で、中小企業、個人事業主の間では起債を重ね、限界状態であると訴えているところも多くあります。また、今年度の収支決算は、来年度申告では、原油資材の高騰により、原価率の上昇によって利益さえもない。返済をどのように返済していくのか、目処も立てられないというところも多いのではないかと思いますので、動向に十分注意して分析するのが当然だと思いますが、いかがでしょうか。お答え願ひします。

税務課長補佐（山本 将之）

来年の所得につきましては今後把握していくものであり、現時点における十分な回

答は出来ず、あくまでも推測にはなりますが、ご指摘のようなことにつきましては今後、来年度以降の税収に影響の可能性についても懸念されるものではございます。

以上、答弁と致します。

議員（古川 幸義）

それでは、次の質問に入らせて頂きます。

4点目の質問は、循環道路の整備は経済効果を促し、費用対効果が望まれる277号線（イオンより浜街道）の整備は急がれ「多度津再生」の為に不可欠と思いますが、いかがでしょうか。

ご答弁をお願い致します。

建設課長（三谷 勝則）

古川議員の循環道路の整備は経済効果を促し、費用対効果が望まれる277号線の整備は不可欠と思いますがいかがでしょうかについてのご質問に答弁をさせていただきます。本町の都市計画道路であります町道277号線堀江丸亀線につきましては、県道丸亀・詫間・豊浜線「さぬき浜街道」と、県道多度津丸亀線を繋ぐ市街地幹線道路です。議員のおっしゃるとおり、広域幹線道路である「さぬき浜街道」に接続する町道277号線につきましては、南北の骨格軸として整備することにより広域的な連携が図られ、人、物の流れが大きく変わり、町の活性化に繋がることや大規模災害時の緊急輸送路としての役割など欠かすことの出来ない重要路線であると考えております。現在は平成9年度に供用開始した約1.4キロメートルの整備区間につきましては、供用開始以降は、大小商業施設を始め、企業、住宅などの立地が進んでおり、道路整備による経済効果があったと考えます。また、未整備区間の約0.6キロメートルにつきましては、これまでも一般質問で答弁をさせて頂いておりますが、本区間についてはJR予讃線の横断が必要であり、事業費が多額となることから町単独の事業では実施が困難であることから、県道としての整備を県に要望しているところです。今後も未整備区間の早期整備に向け、引き続き県に陳情・要望し、道路の整備促進に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今、答弁して頂いたことに対して、再質問しようと色々資料をまとめてまいりましたが、今、建設課長がですね、ほとんど私が聞くところを全て語って頂きましたので、再質問はございません。

ただ、希望として述べさせて頂きますと、やはり循環道路というものは、多度津の歴史に大きく関与すると思われれます。多度津が昔、栄えてきたのは北前船が多度津港に寄港することと、また、その近くに国鉄の浜多度津駅がございまして、やはり交通ニュートラムに対しては、また他に琴電がございまして、やはり港町でありながら、たくさんの方の経済効果を促し、そこには人、物が動き、循環し、利益を生んでいくと。こ

のような縮図がございました。このような、先人たちが作り上げたその交通の循環ということは、本当に偉大であると思います。そのような個人のスピリッツを、精神を、ぜひとも、まだ多度津町には、この交通ニュートラム循環を生かして経済的にも、また交通、人の流れ、人の人流ですね、これも循環を大事にして頂きたいと思っております。今、多度津は駅を中心として、昔、質問したことがございましたが、多度津駅をハブ化して、交通の循環網を築いて頂きたいという質問を致しましたが、まだまだJRと多度津町の中の道路は、アクセスがなかなか思うようにいっておりません。やはり、交通の循環ってということは、やはり経済ですね。それからまた人の活気を生みますので、今後とも早期に循環道路を整備をお願いしたいと思っております。また、先ほどから財政健全化ということに対して事業っていうのは相反することかも知れませんが、多度津町の財政規模では、なかなかこの277号線を整備することは不可能でございます。これはぜひとも県に強く要望して、これは県が大型広域避難道として、また循環道路として整備して頂くよう、今まで以上に担当課の方は努力して、要望を強く通して頂きたいと強く思っております。

これにて、10番、古川 幸義の質問を終わらせて頂きます。

どうも有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって、10番、古川 幸義 議員の質問は終わります。

次に、5番 中野 一郎 君。

議員（中野 一郎）

お早うございます。

5番、中野 一郎でございます。よろしく申し上げます。

先に、始める前に画像が適正に作動して映るかどうかを先にチェックして始めさせて頂きたいと思っております。はい。映ってます。

それでは、始めさせて頂きます。

私については、次の3点について質問致します。マスクを外させて頂きます。

まず1番目として、町民の健康状態の課題について、この今映してる資料についてはその1で使います。

2番目として障害者の雇用対策について、3番目として所有者不明土地の現状と課題について、以上3点について質問させて頂きます。

まず1番目の町民の健康状態の課題についてです。

令和3年度国保日より、これは医療費適正化特別対策号によりますと多度津町の一般被保険者・入院・1人当たりの診療費は、令和元年度で全国平均の1.4倍。図をご覧ください。ピンク色が多度津町でベージュが全国平均ですね。ここの一番右の端のとこ見て頂きますと、全国平均の多度津は1.4倍になっています。それから一般被保険者・入院・受診率は令和元年度で全国平均の1.5倍。これが、下側が同じくピンク色

が多度津でページのが全国平均で、これが令和元年度146%になっています。全国平均に対して、これ約1.5倍という数字になります。多度津町国民健康保険（国保）では全国平均に比べて毎年このように医療費が高く、大体ほとんど毎年30%以上高くなっています。このように全国平均より高い傾向が続くと国民健康保険税の引上げを招き、町民の負担を大きくする可能性もあります。その要因の一つとして全国平均より高い原因の一つに心の健康の問題があります。心の健康というと精神、主に統合失調症等が当たりますが、あとは主に鬱病なんかがこれに当たります。神経系、これは自律神経失調症などなんですけれども全身的症状としてだるい、眠れない、疲れが取れない、器官的症状として頭痛、動悸や息切れ、めまい、のぼせ、立ち眩み、下痢や便秘、冷えなど多岐にわたっています。精神的症状として情緒不安定、イライラや不安感、鬱病、鬱などの症状があらわれることもあります。この一般被保険者・入院の疾病19分類なんですけれども、うち精神、統合失調症等と神経系の自律神経失調症等について分析された、これは町の方で分析された結果によりますと一般被保険者・入院・一日当たりの診療費、5月診療分では、一般被保険者・入院・男女の一日当たりの診療費は平成29年度で1万2,425円、平成30年度で1万3,685円、令和元年度で1万7,068円、令和2年度で1万5,286円で、平成29年度から令和元年度、これ年々増加しておりますが、令和元年度から令和2年度は若干減少しています。疾病分類別に分析しますと新生物、精神、神経、循環器系が4大疾病になり、令和2年度はこの4大疾病で70%以上に当たります。これ図をご覧ください。一番右の端見て頂きますと新生物、精神、神経、循環器系これは4大疾病で大体70%以上を占めています。次に精神、統合失調症、一般被保険者・入院1人当たりの診療費5月診療分について分析された結果によりますと精神は4年間とも2,500円以上で令和2年度は2,574円になります。これも図をご覧ください。令和2年、一番右の方で2,574円ですね。毎年2,500円以上になってまして、令和2年度を年齢階層別に分析しますと、25歳から29歳がこれ左の方ですけれども1番高くて9,089円で最も高く、2番目が55歳から59歳、ここですね、7,034円、3番目がその横の50から54歳で6,429円になっています。次に神経系ですが、自律神経失調症等なんですけれども一般被保険者・入院・1人当たり診療費5月診療分によりますと神経系も年齢年々増加して、令和2年度は一番右の端ですね、1,766円になります。令和2年度を年代階層別に分類しますとその下側なんですけれども、20歳から24歳、これが最も高く、これ左の端のところですけども7,373円で最も高いです。2番目が55歳から59歳、これは5,240円となっております。一方、国保被保険者の診療、30分類の内、精神と神経について、1人当たりの診療費の令和元年度診療分と令和2年度診療分を比較すると精神及び行動の障害は2年間とも香川県を上回っています。年齢階層別に分析すると令和元年度は未就学児以外の全ての階層で、同じ年齢層の香川県を上回っております。これが、水色が多度津町で、茶色、薄い茶色が香川県ですね。全ての階層において、香川県を上回っています。また令和2年度の20から39歳、

ここですね、この部分ですね。左の方の高いところですね、20から39歳は同じ年齢層の香川県平均の1.52倍になっています。次に同じように神経系の疾患を比較しますとこの令和元年度が左側ですけど令和2年度ともこれは濃紺の方が多度津町で、茶色が香川県ですけども2年間とも香川県平均を上回っています。年齢階層別に分析すると2年間とも20歳以上の全ての年齢層で香川県を平均を上回っておりまして、令和2年度の65から69歳、このところですね。65から69歳は同じ年齢階層の香川県平均の約1.96倍、40歳から64歳、こことこですね。40歳から64歳は同じ年齢層の県平均の1.75倍になっています。このように多度町民は非常に高い診療費を支払っている訳なんですけれども、それに関連して次の4点についてお伺いします。

まず1番目として多度津町に精神疾患とか神経疾患の診療費が支払いが多いんですけども、何が原因しているか分析している結果について、まずお伺いします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

中野議員の多度津町に精神疾患・神経疾患の診療費支払いが多いのは何が原因しているのか分析している結果についてのご質問に答弁をさせていただきます。

レセプトの審査や個人の状況分析等、専門的な分析は出来ませんが、本町における精神疾患・神経疾患の診療支払いが多い原因の一つとして、町内に入院病床を持った精神科病院があることが挙げられます。一般的に通院しやすいことや交通の便から近隣の医療機関を受診する傾向にあるため、同病院の存在は町民にとって受診しやすい環境となっており、多くのストレスを抱える働き世代だけでなく、思春期の若者等、心の病気や悩みを持つ方々にとって身近な存在と言えます。また、認知症治療病棟も開設しており、認知症に関する治療や相談等のニーズに対応しているため、多くの高齢者が利用されていると考えております。他にも様々な要因はあると思いますが、県内の他市町より精神科を受診しやすい環境にあることは、大きな要因の一つと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、今までに精神疾患とか神経疾患の方に対してどういう施策を行ってきたか、また、患者に対してどういう支援を行ってきたかお伺いします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

中野議員の今まで精神疾患、神経疾患についてどういう施策を行ったか、また、患者に対してどういう支援を行ってきたかについてのご質問に答弁をさせていただきます。本町におきましては、毎月第3木曜日に精神保健福祉士による「心の相談日」と致しまして、無料相談を行っております。患者ご本人だけでなく家族等の相談を受け付けており、相談内容によっては、専門機関を紹介したり、各種サービスの利用について提案をしたりしております。また、地域で生活される町民に対して病院や各支援機関と連携して、地区担当保健師の訪問や必要な方には福祉サービスの利用を検討するた

め、福祉担当との訪問や電話相談も行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

3番目の質問ですけど精神疾患・神経疾患の支払い、診療費が多いということは予防されているということで、自殺者の予防に繋がっているとも言えると思います。本町の自殺者は、他の市町と比較してどういう状況ですか、お伺いします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

中野議員の精神疾患、神経疾患の診療費支払いが多いことは、自殺者の予防に繋がっているとも言えると思いますが、本町の自殺者は、他の市町と比較してどういう状況ですかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

平成27年から令和3年までの7年間における本町に自殺者数の平均は3.6人で、平成30年の6人をピークに令和3年には3人と減少しております。他市町との比較では、令和元年の人口10万人に対する統計による比較となりますが、県内5つの保健所管内において、中讃保健所管内は17.8人と小豆保健所管内に次いで2番目に低い数値となっております。中讃保健所管内の7市町における本町の状況は、まんのう町、坂出市に次いで、3番目に低い数値であり、県全体でも低い方であると言えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。この質問の最後ですけれども、この医療費が全国平均より高い傾向が続くと国民健康保険税の引上げを招くと町民の負担も大きくなりますが、この国民健康保険税の引上げについてどうするかとかいうことについての町長の考えをお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

中野議員の国民健康保険税の引上げについてのご質問に答弁をさせていただきます。国民健康保険制度の医療給付にかかる費用は公費と被保険者の保険税で賄っており、医療費が増加し、多くの給付費が必要になれば、その財源である保険税も多く必要となります。現在の国民健康保険制度は県が財政運営を行っており、本町の医療費が増加してもすぐに保険税を引き上げる必要はありませんが、県内において医療費が増加する市町が増えれば、本町の負担金も増額し、保険税の引上げが必要になる場合があります。保険者である町と致しましては、被保険者の皆様に日頃から自分自身の健康に関心を持って頂けるよう健康意識の向上に繋がる啓発や情報提供を行い、また、定期的な健診の受診勧奨をし、早期発見、早期治療を行って頂くことで医療費の増加、ひいては保険料の引上げに繋がらないように努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。

精神や神経に障害を持っている人たちも地域の一員として、安心して自分らしい暮らしが出来るような体制づくりを今後も行って頂きますようよろしくお願い致します。画像は終わりです。次に、2番目の質問の方に入らせて頂きます。

障害者の雇用対策についてです。

令和3年3月1日に障害者の法定雇用率の引上げが行われ、現在の障害者雇用促進法となっています。障害者雇用促進法は、障害者の雇用の安定を図ることを目的とする法律です。具体的には事業主が障害者を雇用する義務を始め、障害のある人に対して職業指導、職業訓練、職業紹介などの方策を定めています。障害者雇用促進法においては、障害者の定義を「身体障害、知的障害、精神障害、その他心身の機能の障害があるため長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、また職業生活を営むことが著しく困難な者をいう」という風に定めています。障害者雇用促進法の具体的方策としては障害者雇用率制度、差別禁止と合理的配慮の提供義務、職業リハビリテーションの推進があります。その中で障害者雇用率は目標値が民間企業は2.3%、国地方公共団体は2.6%、多度津町はこれに当たる訳ですけれども都道府県等の教育委員会が2.5%となっています。障害者を雇用する企業のメリットは障害者雇用調整金や報奨金、助成金を頂けるようになっておりますが、反対に障害者を雇用しなかった場合は、障害者雇用納付金の徴収や改善指導が入ったり、企業名が公表されるようになります。そこで町について次の4点について伺います。

まず1点目として、本町の障害者の雇用数及び雇用率と法定雇用率に達しているかどうかについてまずお伺いします。

町長公室長（山内 剛）

中野議員の本町の障害者雇用数及び雇用率と法定雇用率に達しているかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

障害者の雇用の促進等に関する法律第40条に基づき、毎年6月1日現在の障害者である職員の任免に関する状況を厚生労働大臣に通報することとなっております。本町の令和4年6月1日現在の障害者雇用数は2名で雇用率は1.25%となっており、地方公共団体の法定雇用率は2.6%であるため、法定雇用率を1.35%下回っておりました。その後、10月1日より会計年度任用職員として2名雇用したことにより、12月1日現在の雇用率は2.52%となっております。今後も引き続き、法定雇用率が達成出来るよう努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

続いて2番目ですけれども今までの本町の障害者雇用についての取組の内容についてお伺いします。

町長公室長（山内 剛）

中野議員の今までの本町の障害者雇用の取組内容についてのご質問に答弁をさせて

頂きます。

平成26年度から毎年継続して、職員募集を行う際には、必ず身体障害者手帳の交付を受けている方を対象に職員募集を行っております。また、令和元年度からは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方の職員募集も併せて毎年、行っておりますが、応募者が少ない状況が続いているため、昨年度よりハローワークとの連携を開始して会計年度任用職員として募集を行いながら、企業や他の自治体の求人情報や障害者の方が希望する業務内容についての情報交換、職場見学等を行い、法定雇用率を達成出来るように取組を行っております。ハード面の整備と致しましては、新庁舎建設に当たって車いすの方も利用しやすい庁舎となるように、段差のない通路やローカウンター窓口を設置して障害者の方も働きやすい職場環境の整備に努めております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

3番目ですけれども、今まで国や県、監査委員からの改善要請はどうだったのかお伺いします。

町長公室長（山内 剛）

中野議員の国、県、監査委員からの改善要請についてのご質問に答弁をさせていただきます。

当町の令和2年度の6月1日現在の雇用率は2.55%で、令和3年3月1日までは地方公共団体の法定雇用率が2.5%であったため、雇用率について遵守出来ておりましたが、地方公共団体の法定雇用率が2.6%となった昨年度の6月1日現在の雇用率は2.11%でした。その後、身体障害者手帳保持者の退職があったため、今年度の6月1日現在の雇用率が1.25%となり、2年連続して法定雇用率に達していないことに加えて、昨年度より雇用率が悪化したことにより、監査委員を始め、丸亀公共職業安定所、香川労働局から雇用率を達成するよう改善要請を受けました。香川労働局長からは、多度津町は地方公共団体であるため、企業などの模範として雇用率を遵守しなければいけない立場にあるということをお伺いし、雇用率達成に向けて取り組むように指導を受けました。今後はこのような改善要請を受けることがないよう、努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

この質問の2番目の質問の最後で、今後の障害者雇用についての取組について町長の考えをお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

中野議員の今後の障害者雇用についてのご質問に答弁をさせていただきます。バリアフリーに則して新庁舎を建設したことにより、通路の幅を広げて段差をなくしたことやローカウンター窓口、多目的トイレを設置して車椅子の方も利用しやすい庁

舎となりました。また、正面玄関や階段、エレベーターの前には視覚障害者誘導ブロックを敷設し、階段の手摺には、このフロアは何階であるのか分かるように手摺用点字表示板を設置しております。庁舎内の案内板にはユニバーサルデザインに基づいた配色をする等、視覚や色覚に障害がある方にも利用しやすい庁舎として整備することが出来ました。今後も障害者の方も働きやすい職場環境としてのハード面の整備も検討しながら、引き続き、ハローワーク等の関係機関と連携して職員募集を行い、雇用率の達成に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。

今後も障害者雇用率をクリアして、今のご答弁頂いた内容で良く分かりましたが、障害者の方々の働きやすい職場づくりを今後も進めて頂ければと思います。よろしくお願い致します。

それでは3番目の質問に移らせて頂きます。

所有者不明土地の現状と課題についてです。

所有者不明土地とは、相続等の際に土地の所有者についての登記が行われないなどの理由によって不動産登記簿を確認しても所有者が分からない土地、または所有者が分かっているにもかかわらず所在が不明で所有者に連絡がつかない土地のことを言います。このような土地は全国各地で増加しており、その面積を合わせると九州よりも広く、国土の約22%、これは平成29年度国土交通省調べですけれども22%にも及んでおりまして、今後所有者不明土地はさらに増えていくと予想されており、全国各地で社会問題になっています。所有者不明土地が生じる主な原因としては、土地の相続の際に登記の名義変更が行われないことや所有者が転居した時に住所変更の登記が行われないことなどが挙げられます。例えば、長期間、相続登記をしないまま放置しておくことによって、土地の相続に関係する者がどんどんどんどん増えていって、所有者を特定したり、土地を処分したりすることが極めて困難になってしまう訳です。所有者不明土地の問題は何かって言いますと所有者が分からない状態が続くと土地の管理がきちんと行われないまま放置され、周辺の環境や治安の悪化を招き、近隣の住民に不安を与えることになります。また土砂崩れなどの防災対策のための工事が必要な場合であっても用地買取交渉が出来ずに土地の有効活用の妨げになったりします。所有者不明土地の問題を解消するため、令和3年4月に「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が成立・公布されました。この2つの法律では所有者不明土地の発生を防止したり、既に発生している所有者不明土地の発生を予防したり、既に発生している所有者不明土地を滞りなく利用したりするために登記が適切に行われるようにするための不動産登記制度の見直しや相続等により取得した土地を手放すための制度、相続土地国庫帰属制度の創設、それから土地利

用に関する民法ルールの見直しが行われました。相続登記が義務化となることから、所有者不明土地の増加にはある程度歯止めが掛かるとは思われますけれども既に存在している所有者不明土地の問題解決には時間を要すると思います。自宅の隣や近所に所有者不明の土地があることは、環境や防犯の面から住民にとっては不安であろうと思われまます。これは多度津町の町づくりにも影響があると考えられ、色々な計画が円滑に進まない可能性もあります。そこで、この問題の現状と対策などについて次の5点についてお伺いします。

まず、既に把握している所有者不明土地は、本町において住宅地、農地などどれ位の件数、面積となるか。そのことで得られない税収はどれ位の金額になるかお伺いします。

税務課課長補佐（山本 将之）

中野議員の既に把握している所有者不明土地は、住宅地、農地などどれ位の件数、面積となるのか、そのことで得られない税収は、どれ位の金額になるのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、所有者不明土地につきましては、課税される固定資産に関しては把握しておりますが、非課税及び免税点以下の固定資産に関しては把握しておりません。令和4年度に課税されている固定資産のうち、現在把握している納税義務者は8名であります。土地に係るもので地目別に申し上げますと田が約3,362㎡、畑が約888㎡、宅地が約1,983㎡、雑種地が約224㎡、その他約30㎡で、合計約6,487㎡となっております。建物に係るものでは、家屋が約994㎡となっております。この所有者不明の固定資産に係る課税額の合計は20万1,000円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

今まで所有者不明土地に対して、町としてどのような対応を実施して解決に至ったかについてお伺いします。

税務課課長補佐（山本 将之）

中野議員の今まで所有者不明土地にどのような対応を実施し、解決に至ったかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、所有者の死亡等により相続が発生した場合、死亡届の届出人等に「土地・家屋を現に所有する者の申告書」を送付し、納税義務者の変更手続を促しております。相続放棄等により、その手続がなされなかった場合には戸籍照会等を行い、特定された相続人に「土地・家屋を現に所有する者の申告書」を送付し、納税義務者の変更手続を促しております。また、納税通知書等を発送した際、宛てどころの不明等により、返送された通知書等に対し住民票や戸籍照会等を行い、相続が発生していた場合には、相続人に通知書等に併せて「土地・家屋を現に所有する者の申告書」を送付し、納税義務者の変更手続を促しております。概ね、相続人等より手続が行われますが、相続

放棄や相続人が不在・特定出来ない場合がございます。過去の事例では、所有者の死亡により相続人調査を進めておりましたが、相続人の特定に至らず、所有者不明土地となってしまう固定資産について、後日、法務局から遺贈登記された旨の通知があり、それにより、相続人が特定されたケースがございました。そのため、法務局からの登記済通知書の中に該当する対象がないか慎重に確認を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

3番目ですけど、それでは日常、所有者不明土地・相続放棄土地への対応及びその土地の管理は誰が行うのかお伺いします。

税務課課長補佐（山本 将之）

中野議員の日常の所有者不明土地・相続放棄土地への対応及び、土地の管理は誰が行うのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

個人所有の土地の管理につきましては、登記簿などで所有する権利を認められている「所有者」にございます。しかし、その所有者が不明な場合は、管理が出来ていないのが実状で、全国的にも増加傾向にあり、課題となっているものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

今の質問に対して再質問をさせていただきます。

今の答弁で所有者不明土地が管理出来ていないという実状が分かる訳なんですけれども今後所有者不明土地が管理されずに、その土地が増大していくとますます住民の環境悪化で住民が困る状況になると思います。で、本当にこのような状況を解決する方法はないんでしょうか、お伺いします。

産業課長（谷口 賢司）

中野議員の再質問に答弁致します。

令和3年4月に民法等の改正が公布され、相続登記の義務化や相続土地、国庫帰属法が注目されております。これは先ほど中野議員さんの質問にあったとおりでございます。ですが、このほかにも所有者不明土地管理制度及び所有者不明建物管理制度、管理不全土地管理制度及び、管理不全土地管理制度も大切だと考えてございます。いずれも令和5年4月1日から施行される制度でございます。まず、所有者不明土地管理制度についてご説明致します。この制度は、所有者不明となっている不動産について裁判所が管理人を選任する制度でございます。まず、所有者不明土地等の管理についての利害関係者及び地方公共団体の長等が、地方裁判所に同土地管理に関する申立てを行います。その後、裁判所が所有者不明不動産について、管理が必要と認めた場合に管理人が選定されます。同管理人には、事案に応じて弁護士や司法書士、家屋調査士などの法律専門家が選任されることが想定されております。管理する不動産は、一単位のその個人が持たれてる全不動産管理ではなく、不動産単位の個別の不動産管理

となります。選任された管理人は管理はもちろんのことですが、裁判所の許可を得れば、不動産を売却したり、建物であれば取り壊すなどの処分をすることが出来るとされております。

次に、管理不全土地管理制度についてご説明致します。この制度は土地等の所有者は分かっているものの所有者による適切な管理が行われていないため、近隣に悪影響や危険を生じさせている、又は、生じさせる恐れのある不動産について、裁判所が管理人を選任する制度です。まず、所有者不明土地管理制度と同様に利害関係人等が同土地管理に関する申立てを裁判所に行います。その後、所有者への陳述聴取が行われ、裁判所の判断により、管理人が選任されます。同管理人は、所有者不明土地管理制度と同様に弁護士や司法書士などの法律専門家が選任されることが想定されています。裁判所の許可を得ることにより売却などの処分を行うことも出来ますが、その際には所有者の同意も合わせて必要となります。同管理人の管理行為は、擁壁の補修工事やごみの撤去、害虫の駆除などが想定されています。いずれの制度でも申立人である利害関係人は不動産管理に必要な費用として、予納金を支払う必要があります。困っているのに予納金まで取るのかという風に思われるかも知れませんが、予納金がないと税金で管理費用を賄うことになってしまうからでございます。このように金銭的な負担や裁判所への申立てなどの手続の負担がありますが、管理不全の不動産により被害を被っている方にとっては有益な制度になると考えておりますので、今後の制度の運用及び制度の活用の方針については注視してまいりたいと考えております。

以上、答弁と致します。

議員（中野 一郎）

次、4番目と5番目の質問がありますが、これについては一緒に併せての回答をお願いしたいと思います。

4番目が、管理されていない所有者不明土地が何年も何十年もたつと、建物の老朽化や田畑・山林が荒廃して、周辺の環境悪化や近隣住民に不安を与えますが、そういう苦情は発生しておりませんかお伺いしますという4番目の質問と5番目の今後の対策として考えていることにお伺いしますという、4番目と5番目を併せて回答頂ければと思います。お願いします。

産業課長（谷口 賢司）

中野議員の建物の老朽化や田畑、山林の荒廃による周辺の環境悪化などの苦情が発生していないか、また、今後の対策として考えていることについてのご質問に答弁をさせていただきます。

建物の老朽化や田畑、山林の荒廃による周辺への環境悪化等に係る苦情については、所有者不明であるかないかに関らず相談を受けております。老朽化した建物の所有者が明確である場合は、町からその建物の所有者に適正管理を促す依頼書を送付し、荒廃した農地等の所有者が明確である場合は、町農業委員会からその所有者に農地等の

適切な管理を促す依頼書を送付するなどして啓発に努めております。

次に、今後の対策として考えていることについてでございます。

所有者不明土地のうち、所有者不明農地について説明致します。所有者不明農地には2つの定義があります。1つ目は「相続未登記農地」で、これは登記名義人が死亡していることが確認された農地です。2つ目は「相続未登記のおそれのある農地」で、これは住民基本台帳では、その生死が確認出来ず、相続未登記となっている恐れのある農地です。国内の「相続未登記農地」及び「相続未登記のおそれのある農地」は、令和元年10月時点で、国内の全農地の約2割にあたる93万4,000ヘクタールでございます。これは、香川県の総面積の約5個分に相当しますが、このうち1年以上耕作されておらず引き続き耕作される見込みのない、いわゆる「遊休農地」となっているのは、そのうち6%に留まり、多くの当該農地は実態上では耕作がされている状態にあります。しかし、農地の集積・集約化のために、各都道府県が設置している農地中間管理機構に当該農地を貸し付けようとする場合には、法定相続人を探索した上で、同意を集めなければならないことから、円滑に貸付けが進まず、農地集積や集約化の妨げとなっています。このような状況を受け、平成30年11月に農業経営基盤強化促進法及び農地法の見直しが行われ、所有者不明農地については、その農地の固定資産税等を負担している者等が農地中間管理機構に貸付を出来るように農業委員会の探索・公示手続を経たことにより、不明な所有者の同意を得たとみなすことが出来る制度が創設されました。これにより、当該農地を荒らすことなく健全な農地として利活用することが可能となりました。一方、「不動産としての農地を所有しているのは誰か」という「権利」に関する登記については、これまでは法的には任意の制度であったため、相続時に「権利」に係る登記をしなくても良いことになっていました。しかし、令和3年4月21日に、ご質問にはあったとおり「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が可決成立し、「権利」に関する「相続登記」が令和6年4月1日から義務化されることになりました。なお、この法改正では、過去の農地等の相続にも遡及して適用されることとなります。このため、現時点では農業経営基盤強化促進法及び農地法の見直しが行われても登記を基に農地の法定相続人を特定したり確定したりすることは出来ませんが、令和6年4月1日以降には、徐々に解消に向かうのではないかと期待しているところでございます。本町においても所有者不明農地等が散見される状況になっているため、町農業委員会や香川県農業協同組合多度津支店とともに、相続が不明な農地の情報や相続に係る相談があれば、適切な登記を行うよう啓発をするとともに所有者不明農地等の集積・集約化についても適宜適切に行いたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。

今、答弁の内容をお聞きしてもこの所有者不明土地の対応は非常に難しいと思います。難しい問題だろうと思います。対応して頂ける部署の方々も非常に難しいことだと思うんですけれども今後、所有者不明土地が多くなって、町や住民に負担とかが多く掛かってこないように、法律に則って迅速な対応を行って頂きますよう、よろしくお願い致します。

以上で、私の質問を終わらせて頂きます。有難うございました。

議長(村井 勉)

これをもって中野 一郎 議員の質問は終わります。

ここで休憩に入りたいと思います。再開を11時にしたいと思います。

よろしくお願い致します。

休憩 午前10時40分

再開 午前11時0分

議長(村井 勉)

休憩前に引き続き、一般質問を再開致します。

次に12番、 渡邊 美喜子 君。

議員(渡邊 美喜子)

12番、渡邊 美喜子、一般質問させて頂きます。

1点目は、要保護・準要保護の児童生徒の貧困対策についてであります。

2点目は、小学校図書館の司書配置についてでございます。

以上2点であります。一問一答形式で行います。

質問に入る前に、高見島での瀬戸内国際芸術祭が盛況に終わりました。39日間、何の事故もなく、多くの来島者の皆さんに喜んで頂いたことは、職員の方々や関係者の皆様の心あるおもてなしに感謝申し上げます。また、先日ありました12月3日の「多度津桜たんページェント」におきましても多度津町の冬の桜をイメージした本当に多くの明かりに圧倒されまして、感動致しました。準備が大変だったかなという風に思います。有難うございます。そして、お疲れ様でございました。

それでは、1点目の質問に入ります。

要保護・準要保護の児童生徒の貧困対策についてであります。平成26年に子供の貧困対策推進法が施行され、親から子への貧困の連鎖が起きないように子供の貧困対策を総合的に進めることを目的としております。生活保護受給する要保護世帯と自治体がそれに近い状況を認定した準要保護世帯は、2020年文部科学省によりますと計132万人余りが対象となっております。今や子供の貧困対策は大きな社会問題と言えます。本町の要保護・準要保護の人数の推移は、平成25年度182名、26年度192名、27年度180名、28年度186名、29年度181名、30年度172名、令和元年175人、そして令和2年

度は190人、令和3年度が185人、令和4年度が197人となっております。例えば4年度ですが197人中、要保護が7人、準要保護が190人でございます。少子化影響により、要保護・準要保護の人数も年々上昇傾向であります。そこで、質問致します。

本町の要保護・準要保護の増加傾向の要因について伺います。

教育課長（竹田 光芳）

渡邊議員の本町の要保護・準要保護の増加傾向の要因についてのご質問に答弁をさせていただきます。

要保護は、生活保護法に基づいて認定を受けた世帯の児童生徒が対象となります。準要保護は、経済的理由によって就学困難な児童及び生徒の保護者に対して必要な援助を与え、義務教育の円滑な実施に資することを目的に規定されている「多度津町就学奨励費支給要綱」に基づき、保護者より申請され、教育委員会において認定された児童・生徒が対象となります。準要保護児童生徒数を平成30年度と令和3年度で比較したところ、160人から179人となり、約12%上昇しています。議員ご指摘の増加要因に関しましては、申請理由を比較したところ、児童扶養手当法の規定に基づく児童扶養手当の支給世帯の児童生徒が121人から124人となり、2%の上昇。生活保護法第8条第1項の規定により、厚生労働大臣が定める基準の例により算定した世帯の最近の需要額が基準以下の世帯の児童生徒が27名から40名となり、48%上昇しております。このことから、世帯における需要額が減少している世帯の児童生徒が増加していることが考えられます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁頂きました。

もう少し分かりやすくという思いで私なりに調査をしてまいりました。その中で確かに児童扶養手当の増員とか、生活保護者の増員とか、そういうのはよく分かるんです。それをもう一つ砕いてみますと母子家庭、ひとり親家庭がなんと7割でございます。そして、もう1点は賃金が上がらず、非正規雇用の拡大、雇用の悪化に、そういうことが、子育て世帯の家計を直撃しているという風に、まとめて簡単に言いますとこういうことに繋がるのかなという風に思いますが、再質問ですが、その他に何かありましたら、お願い致します。他の要因がありましたら、お願い致します。

教育長（三木 信行）

渡邊議員の再質問に答弁をさせていただきます。

それ以外の要因ということなのですが、今、先ほど渡邊議員がおっしゃった、この2つの要因っていうのは私も非常に想像しているところでして、それを肌を感じております。まさに、一人親家庭になる。あるいは、家族が非常に多いということもあつたりもします。そしてやっぱり、なんて言うんですか事業所の不振によって、給与所得が減っているとか、そういうあたりが、非常にその原因になっているということは

想像出来るところではあります。あと一つの感覚として感じるのは、その要因の一つあるんですけども保護者が子供の教育や養育に、なかなか専念出来にくい。という状況ってのが生まれていると思います。収入は、ある程度減っているんだけど、色んなことがあって、親の方も保護者の方もストレスを抱えているために、子供の教育どころか養育にも手が回りにくい。時には、学校でいると肌感覚で感じるんですが、どうも服装が汚れているとか、そういったケースもあります。その辺りを学校現場の方が十分に察知していくというところが、一つの課題解決に繋がるのかなという風を感じております。

回答になったかどうか分かりませんが、以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

はい、答弁頂きました。

確かにそういう要因も当てはまるのかなという風に思っております。

それでは、2点目の質問にまいります。

本町の要保護・準要保護認定基準について伺います。

教育課長（竹田 光芳）

渡邊議員の本町の要保護・準要保護認定基準についてのご質問に答弁をさせていただきます。

要保護に関しては、先の質問で回答しましたとおり、生活保護法に基づき認定しております。準要保護は多度津町就学奨励費支給要綱の第4条に規定されており、次のとおりとなっております。第1号として「前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者」のうち、ア 生活保護法の規定に基づく保護の停止又は廃止、イ 地方税法の規定に基づく個人の事業税の減免、市町村民税の非課税、減免又は固定資産税の減免、ウ 国民年金法の規定に基づく国民年金の掛金の免除、エ 国民健康保険法の規定に基づく保険料の減免又は徴収の猶予、オ 児童扶養手当法の規定に基づく児童扶養手当の支給、カ 生活福祉資金による貸付け、第2号で、前号に該当しないもので、次の ア 職業安定所登録日雇労働者、イ 職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者、ウ P T A会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者、エ 学校納付金の納付状況の悪い者又は学用品、通学用品、被服等に不自由している児童生徒の保護者、オ 経済的な理由による欠席日数が多い児童生徒の保護者に該当し、文部科学大臣が定めるところにより算定した保護者の属する最近の世帯収入の額が生活保護法第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により算定したその世帯の最近の需要額の1.3倍未満のものとなっております。最後に第3号として「その他多度津町教育委員会が特に支給を必要と認めた者」となっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

はい、答弁頂きました。

今、先ほどの答弁の中に要保護と準要保護は、一般に生活保護基準の1.3倍以内の収入が対象であるということ言われましたが、もう少し詳しくということで、これは生活保護に関しましても借家であるのか、自分の家であるのか、収入によりそれから家族人数、子どもの人数っていう部分も含めまして色々あるのは分かるんですけども、例えば、所得が年間どれ位、大まかで構いません。どれ位で、大体、要保護・準要保護のというような枠に当てはまるのかお分かりになりましたら、もうアバウトで結構ですので、お願い致します。

教育課長（竹田 光芳）

渡邊議員の再質問にお答え致します。

正直申し上げて、しっかりした数字はちょっと申し上げることが出来ません。渡邊議員おっしゃったように、その世帯の子ども的人数であるとか、例えば、扶養しているお父さん、お母さんとかおじいちゃん、おばあちゃんとかその人数によって、その世帯に必要な金額が決まってくるので、幾ら、例えば、100万、200万の年の収入があれば大丈夫です。ということがこの場でお答えすることは出来ませんので、申し訳ないですが、これを回答させていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

竹田課長の答弁、多分、こういう答弁を頂くんじゃないかなと正直思っておりました。私なりにちょっと他の自治体の方も調べさせていただきました。これ本当にね、なかなか、これが所得幾らですということは言えないのは分かるんです。でも大体大まかに、大まかにですよ。200万、年収200万以下ということもある程度聞いております。それを目安にして考えて頂ければなという風に思っております。

それでは、次の質問に移らせて頂きます。

3点目でございます。就学援助費、そして品目について伺います。出来るだけ詳細にということでお願い致します。

教育課長（竹田 光芳）

渡邊議員の就学援助費・費目についてのご質問に答弁をさせていただきます。

就学援助に関する費目及び支給金額につきましては、多度津町就学奨励費支給要綱第2条及び第5条に規定されております。準要保護においては学用品費・通学用品費、小学校1学年です、1万1,630円。小学校2年から6学年です、1万3,900円。いずれも年間です。中学校1学年、2万2,730円。中学校2・3年、2万5,000円。新入学学用品費、小学校、5万4,060円。中学校6万円。校外活動費、小学校・泊なしです、1,600円。泊あり、3,690円。中学校・泊なし、2,310円。泊あり、2,310円。同じく。済みません。この泊あり2,310円、間違いの可能性ありますので、調べさせていただきます。学校給食費、実費でございます。修学旅行費、実費です。医療費につきましては、学校保健安全法施行例第8条に規定する疾病に限り、保護者負担額を支給しております。いずれも文部科学省の通知に基づく単価を限度額としております。要保護児童生徒に対

しましては、修学旅行費の実費を文部科学省の通知に基づく単価を限度として支給しております。また、中学校の要保護準要保護生徒に対しては、集団宿泊学習に関する経費についても支給しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁頂きました。

それで就学援助制度、香川県多度津町子育て制度を分かりやすくという部分で載っております。その中で、これ就学援助制度の補助対象品目、これは括弧して要保護者となっているんですけども準要保護者とは、また違うんでしょうか。これ、括弧がありまして、就学援助制度の補助対象品目の中に何点かあるんです。その中にこの括弧して、要保護者と書いてるんです。これは、準要保護者もいけるんでしょうか、該当出来るんでしょうか。同じような思いで考えたらいいんでしょうか。区別はないんですよ。援助品目の区別は、要保護者と準要保護者は、同じようなやり方考え方でよろしいんですか。再質問です。

教育課長（竹田 光芳）

渡邊議員の再質問に答弁をさせていただきます。

準要保護の児童生徒に対する保護につきましては先ほど申しあげました学用品費、通学用品費、新入学学用品費、校外活動費、学校給食、修学旅行、医療費等々になります。要保護につきましては、生活保護の方で教育支援の方で、先ほど申しあげたものについては保護されております。支給されておりますので、多度津町の就学援助としましては、修学旅行費のみの援助になります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

この項目の中に要保護者ということで、ちょっと、言いますと学用品とか、新入学児童生徒学用品とか、それから通学用品とか通学費、修学旅行、校外活動費、それから、医療費、学校給食費とか、今、先ほど課長言われた部分が入ってるんですけども、要保護者ということで、この中にですね、学校と関係がある例えばクラブ活動費、ここに書いてるんですよ。それから、生徒会費、そしてPTA会費も含めたという部分で、この中に多度津町の子育て制度の中に、こういった3項目ですかね、4項目、書いてるんですけども、そういった部分は要保護の中には今までは支給はなかったということで解釈していいんですかね。

教育長（三木 信行）

渡邊議員の再質問に答弁をさせていただきます。

議員が今、ご指摘頂いたクラブ活動費、あるいはPTA会費等については、それは入っておりません。要保護っていうのは、県費ということもあったり、生活保護家庭ですので、基本的には学校に必要なものを全てというのが一つの考え方という風に私は

理解しております。で、準要保護家庭については全てということではなくて、修学旅行費とか集団宿泊学習費というのは、全額支給をしておる訳ですけれども学用品費については、全て、例えば学校というのは教科書は無償ということはお分かりだと思っておりますけれども、それ以外のワーク類とかそういったものは、各家庭が負担をしないとすれば全額、しかしそれまで全て、そういう準要保護家庭が負担するとすると、非常に負担があるということで、そちらの方を支出するのに、就学援助の学用品費を活用して頂いているという風になっています。また入学する時には、比較的、多目の額が支給されております。それはおそらくランドセルとか、中学生であれば自転車の購入というところに充てるということを想定してされているということになります。ある市によっては、自転車代ということで特別に品目を設けているところもございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

そうですね。この対象品目の部分に要保護者の部分の欄があります。これにもクラブ活動とか生徒会費とかPTA会費というのも載っております。載っておりますので、他の自治体のことを調べますと、やはりこの3点につきましては、支給してるという風にほとんどの自治体がそういう風に改善してるっていう部分になってますし、実際やってるところもございますので、今後の課題の一つかなという風に思いますので、その点、お願いしたいと思います。はい。

次の質問に入らせて頂きます。

就学援助の対象にならない費用の滞納状況について伺います。

教育課長（竹田 光芳）

渡邊議員の就学援助の対象にならない費用の滞納状況についての質問に答弁をさせていただきますが、その前に先ほど答弁させて頂いた校外活動費の中学校の泊ありの金額について訂正をさせていただきます。泊ありの金額を2,310円とお答えしましたが6,210円の誤りですので、訂正をお願い致します。

それでは、就学援助の対象にならない費用の滞納状況についてのご質問について答弁をさせていただきます。

就学援助の対象にならない、費用と致しましてPTA会費がございます。各小中学校の方に確認をしたところ、令和2年度、令和3年度において、ともに滞納はございませんでした。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

はい。滞納がないということで少し安堵をしておりますが、でも今後そういう滞納状況になる恐れは、あるのかないのか再質問です。済みません。滞納状況になることが、今後、増えてくる傾向があるのかないのかの質問です。

教育長（三木 信行）

渡邊議員の再質問に答弁をさせていただきます。

今後、滞納状況があるのかないのか、二者択一ということになるんですが、なかなかそこら辺りは答弁が難しいところであるんですが、ならないように努力をしていくというのが教育委員会、あるいは行政の立場だろうという風に考えております。先ほどお答えしましたように準要保護家庭というのは、補助をする家庭なんですよね、ある程度。独自の生活する子供の学費、それを賄える家庭でありまして、足りない部分をそこを補助していると。それが、どうしてもと言うことがあれば費目とか、いうものをこれを今後考えていく必要もあるんだろうと思いますし、そんなことがないようにしていくと。恐らく実感としては、準要保護の家庭の方は、ある程度、学費が払える状況でありますので、それほど滞納っていうことは、あんまりはありません。良くあるのは、通帳にお金の方を入れるのをちょっと忘れていて、そのために引き落としが出来なかったというケースはあるんですが、準要保護家庭の方はほとんど滞納であったということはありませんで、給食費、修学旅行費も全額出ておりますので、今までそういったケースはないと思います。今後また生活が苦しくなってきた場合には、その品目を増やすとか金額を増やすということもありますし、あるいは本当にそれ以上、非常に苦しい場合は一つ要保護家庭という風になっていくのかなと思っております。この2つの制度で子供たちの学校で安心して学べる。そういうところを担保していけるという風に私は考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

それでは、次の質問に移ります。

5番ですが、物価高騰などで子供の貧困は一層、厳しい環境であります。見直す必要があると思いますが、町の考えをお聞きします。

教育課長（竹田 光芳）

渡邊議員の見直す必要があると思うが町の考えについてのご質問に答弁をさせていただきます。

就学援助の各費目の限度額につきましては、文部科学省の通知に基づき支給しておりますので、改定があれば、その都度見直してまいります。また、支給費目の追加につきましては、教育環境の変化や児童生徒の状況等を勘案した上で協議し、必要であれば追加してまいろうと考えております。最近の物価高騰などに対しましては、9月議会において、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金活用事業を活用して、多度津町立学校に通う児童生徒に関しましては、12月及び1月に喫食した給食費を免除する予算を可決頂きました。今後、実行してまいります。また、今議会において同交付金を活用し、2月及び3月分の給食費も免除するよう、予算案を提出させて頂いております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

給食費の軽減というのか、本当にたくさんの方が良かったなと思うんですけども。でも、これは一時的な部分と、コロナの関係の部分で一時的なものであって、継続ではないんですよ。そういった部分も含めて再質問でございますが、単価の見直しとか、そして、他の品目の中で、実はこれ、他の自治体なんですけどもコンタクトレンズの購入とかオンライン学習の通信費、そして三豊市は卒業アルバム代ということで、これが今後、採用されたということを聞いておりますので、こういった部分も含めて、町もどのようにされるのか、再質問です。単価の見直し等はどういう風になるのか、お聞きします。併せてお聞きします。

教育課長（竹田 光芳）

渡邊議員の再質問にお答え致します。

支給費目の単価の見直しにつきましては、文部科学省等の通知に基づいて、その都度、限度額の方を改定させて頂いてこれまでもしておりますが、今後も続けてまいります。先ほども渡邊議員がおっしゃってございました家庭の通信環境のそれに対する補助等につきましては、本町の場合、いわゆるポケットWi-Fi等を準備してございまして、そういう家庭にWi-Fi環境がない方々には、タブレットと合わせてそれを貸し出すという形もしておりますので、その台数につきましてもいわゆる準要保護・要保護の児童の人数に基づいて、整備をさせて頂いたところでございます。また、先ほども答弁させて頂きましたが、新たなる費目の追加につきましては、その都度、協議させて頂くということになろうかなと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

その都度ということですが、実は、その都度ということには、ちょっと大丈夫なのかなとふと忘れてしまいます。子供たちにとっては、本当にこの1年・2年が、進学にしても色んな部分にしてもやはり、変わってくるんじゃないか、影響を受けるんじゃないかという風に思っておりますので、出来るだけ1日も早い、という部分でして頂ければという風に思います。それから今後の6点目なんですけども、今後の課題や問題点について伺います。

教育課長（竹田 光芳）

渡邊議員の今後の課題や問題点についてのご質問に答弁をさせていただきます。

就学奨励費の支給につきましては、保護者が学校へ申請することから始まります。援助を必要としている家庭を見逃すことのないよう、制度の周知を行うとともに経済的な理由により必要な教育を受けることが出来なくなることがないよう、各学校や福祉部局とも連携して取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

はい、答弁頂きました。

実は、厚生労働省の国民生活基礎調査とその概要では今の生活が苦しいという世帯が60%以上ある訳です。そしてその中に児童のいる世帯ではその割合が高く、65.3%が大変苦しいということになっております。就学援助の役割はますます重要と言えます。そこで、一つ再質問なんですけど入学費、入学の支度金というんですかね。これは本町は何月に支給されてるんでしょうか。再質問です。

教育課長（竹田 光芳）

渡邊議員の再質問にお答え致します。

新入学学用品費、先ほど答弁させて頂いたんですが、小学校は5万4,060円。中学校については6万円という金額を準要保護の世帯の方に支給しております。こちらにつきましては、本当ならば言うたらなんですが、4月入ったの認定で5月支給とかが多いんですが、本町の場合、2月とか、その入学する前から申請を受け付けて、出来る限り3月中にお支払いするような形で、現在は実施しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

4月の入学に間に合うようにということで、少し安堵致しました。本当にそういう部分では良かったないう風に思います。それでですね、最後じゃないんですけど、この準要保護、また、要保護につきまして、今の子供たちの現状を見まして、子供たちを育てる環境、安心して勉強が出来る環境を守ることは、大変重要であります。この子供の貧困に対する支援対策は、貧困に悩まされる子供にとっては、2年、3年の対策が遅れ、人生を大きく変えることになりかねます。そこで、今現在、要保護、また、準要保護世帯が増加しているということで、町長さんにお聞き致します。こういった状況をどのように考えているのか、また、町の方針はどのようにしていくのか。いつも町長は安心安全な生活、そして、子は宝、多度津町の宝ということで、本当に将来の子供たちのためにも投資するという部分は多分になければならないと思うんですけども、そこら辺も含めて、再質問です。お願い致します。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今もですね、ちょっと私の頭の中でよぎってるというのか、子供の貧困ということが常に私の頭の中にあるんですけども、ちょっとご質問と趣旨が違うかも分かりませんが、そういう子供の貧困とかそういうことを無くする、それとまた、それが分かりにくいっていう現状、どういう風にして把握していけばいいのか。実は渡邊議員もご承知のとおりで、ある学校、多度津にある学校の中で子供の貧困ということが話題になって、こんなにたくさん貧困がいるのにどなんするんだって言われたことがあります。私どもはそういうことは把握が出来ていなかったんですね。だけど現実にある。これだけで本当にあるのか、それでそういう中で色々調べていきました。それで、社

協、社会福祉協議会にも話をし、そういう方々に子ども食堂っていうのを提供をしました。しかし今はそれがありません。というのは必要としてないってことだと把握してます。現実には、本当に困ってる子供たちが自分の困ってることを表現出来るのか出来ないのか。もし出来てないんだったら、それをどういう風に把握していくのかが、そういうことが行政に問われているのか、そういうことを今、非常に考えております。今の要保護、準要保護だけじゃなくてですね、今先ほど、渡邊議員もおっしゃいましたように、子供は多度津町の宝です。子供は絶対に守っていかなければいけないし、子供の生活、教育、そういうものは保障していかなければいけません。そういう中で、今、ちょっと思い出すのは、いつ、何ヶ月ぐらい前か忘れましたがでもそういうところがある子供の貧困という、子ども食堂を開設しなければいけないようなことがあるっていう、そういう子どもは需要というのか、そういうニーズを把握をしていなかったんですけども、あるんだって。じゃあ、それを子ども食堂を今の健康センターの一角でそれを提供しました。社協の方に頼んでやりました。しかし今はそれはありません。ということは、必要としてないということになります。今のちょっと、答えが渡邊議員の質問に合致してるかどうか分かりませんが、子供の貧困とか子供の教育費とか、そういう子供の生活に関しましては、捉え方が難しいんじゃないかなというところも、今、本当に試行錯誤してる所です。子供の生活に関わっていく食べ物とかそういうこと。それから大事な教育、こういうものを町がこれは保障しなきゃいけない。これ憲法にも定められているところですので、それをどういう風にしていくか。そういうことについて、また渡邊議員にも色々なこと、アドバイス頂いて、それで町行政と社会福祉協議会とそして民間の議員の方々にはない民間の方々と一緒に考えてやっていこう。適切になっていくのか適切なというんじゃないけども最大限、子供の生活を守るということで、お願いしたいと思ってます。

答弁になってないかも分かりませんが、どうかよろしくお願い致します。

議員（渡邊 美喜子）

急に答弁。再質問ということで申し訳ございません。

今、先ほど町長が、子ども食堂云々ということなんですけども、やはり、色々なこと、全体的に考えてみましたら、子ども食堂は必要でございます。はい。ニーズがないんじゃないかって掘り出すっていう部分、全体的な子供たちに提供するという部分になるのかなとも、この子供たちだけ。要保護とか準要保護だけっていう、もうそういう部分じゃなくて、今、個食とか1人でおうちで食事をするとか、そういう部分もありますので、そんな部分も含めて、やはり、広い意味で考えていかなければならないという風に思います。また、その点につきましては、これから勉強して、しっかりと実際やってるところも何ヶ所かございますので、その方に行って相談をしながら、また、町の方にもお願いするというようなことになろうかなと思いますので、その時はよろしくお願い致します。

それでは、最後の質問です。2点目の質問は、学校図書館の司書についてであります。本町における学校司書の配置は、多度津中学校に1名のみであります。近隣の司書の配置は、どこの小学校にも配置され子供たちの学力に影響があることが実証されています。考える力、話す力の低下は、活字離れ、読書離れが問題視されています。学校図書館には、自ら学ぶ学習や情緒の習得などの機能、豊かな感性が育つ、生涯に子供たちの価値観の形成が繋がるなど役割は重要であります。司書の配置について、ぜひとも町の考え方を伺います。よろしくお願い致します。

教育課長（竹田 光芳）

渡邊議員の学校図書館の司書についてのご質問に答弁をさせていただきます。

学校図書館は学校図書館法に規定され、児童・生徒の読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能と児童・生徒の学習活動を支援したり、授業内容を豊かにし、その理解を深めたりする「学習センター」としての機能とともに児童・生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童・生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有しており、児童・生徒の発達のためには、学校図書館の活用は重要だと考えております。議員ご指摘のとおり、近隣の丸亀市、善通寺市の小学校においては、呼び名は異なりますが、学校図書館司書に該当する支弁職員が配置されており、本町においては平成28年度から平成29年度まで、県の「学校司書配置促進事業」を活用し、多度津中学校へ1名を配置し、その後も引き続き町費で任用しております。教育委員会としては、児童生徒の学校図書館を利用した読書の活動について、小学校から中学校への継続性も考慮し、令和5年度より小学校に図書館司書が配置できるよう計画をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

配置して頂けるということで本当に良かったという風に思います。そこで最後の質問ですが、各小学校に1名ずつなのか、それとも全小学校に1名なのかということで、どういう解釈すればいいのかと思いますが。再質問です。

教育課長（竹田 光芳）

渡邊議員の再質問に答弁をさせていただきます。現段階の教育委員会の計画と致しましては、2校に1名というところで曜日を振りながら活用していきたいという風に思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

済みません、2校に1名ですか。ということは、四箇、豊原、白方、2校ということは、2校に1名ということは、1名ってということですかね。2名ですね。はい、分かりました。はい。有難うございます。もうなかなか頭が回らないもので、ご迷惑かけますが、本当に良かったなという風に思っております。各小学校に1名って部分は

ね、なかなか大変かなという風に正直思っておりますが、今回2名ということで、大いに効果があるんじゃないかなと思いますし、読書離れがひどい。今の子供たち、それこそゲームしたり、そういう部分が多い中で、本当に今回良かったなという風に思っております。

これをもちまして、私の質問は終わらせて頂きます。有難うございます。

議長（村井 勉）

これをもって、12番、渡邊 美喜子 議員の質問は終わります。

これより昼食休憩をとります。再開は1時でお願い致します。

よろしくお願い致します。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時0分

議長（村井 勉）

休憩前に引き続き、一般質問を再開致します。

次に6番、松岡 忠 君。

議員（松岡 忠）

6番、松岡 忠です。令和4年12月議会の一般質問を一問一答方式で行います。我々のメンバーでの最後の議会であります。私がこれまで質問してきました案件で、どうしてもこれだけは聞いておかなければならないと思いますので、質問したいと思います。

丸尾町長は、次の町長選挙に立候補することを表明していますが、これまでの質問してきた幼稚園の案件は、私にとっては、有耶無耶いう格好になっております。次に、次期、舵を取るとされる町長には、どのようなお考えがあるかお伺いしたいと思います。これまで町長の行ってきた中学校・消防署・庁舎・地域交流センター等の建て替えと多度津駅の跨線橋と多くの実績がありますが、この案件はもう終わっております。

そこで、これからのことについて、お伺いしたいと思います。

最初に1番目、今後の多度津町行政に質問したいと思います。最初、次期の公約として、これだけはこの案件はありますか。そのことについてどのようなお考えをお持ちかお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

松岡議員の次期の公約として、これだけはこの案件はありますかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

引き続き、住民サービスの更なる向上を目指して、安心、安全で暮らしやすい町づくりを行い、多度津町の特色である歴史、伝統、文化を活かした魅力のある町づくりを

行い、移住、定住人口を増やしていくため、地方創生事業にこれからも取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

次に、重要案件は何かありますか、お伺いします。町長お願い致します。

町長（丸尾 幸雄）

松岡議員の重要案件は、何かありますかについてのご質問に答弁をさせていただきます。財政の健全化を図っていくための「まちづくり公社」を立ち上げ、恒常的な財政の健全化の礎を作ることを重要案件と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

次に、町長は常に優先順位とおっしゃいますが、幼稚園の統合は、どの位置にありますか、お伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

松岡議員の幼稚園の統合事業の優先順位についてのご質問に答弁をさせていただきます。本町の幼稚園・小学校の適正規模・適正配置につきましては、これから少子化対策として、どうしても必要な事業だと考えております。特に幼稚園園舎の耐震化は完了しておりますが、老朽化は進んでいますので、優先度は小学校よりも高いと考えております。ただし、直ちに切り掛かるのではなく、本年6月議会において教育委員会より報告のあった案を中心に町民の皆様へ周知をし、最大公約数的な同意は必要だと考えております。本事業につきましては、本年度の施政方針でも述べさせて頂いたとおり、主要施策の一つと考えており、その他の主要施策との優先順位の差はないものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

ここでちょっと再質問したいと思います。毎回、町長が言われるんですが、みんなに相談して決めないかと。ここに町民の皆様へ周知し、最大公約数的な同意が必要だと考えております。と答弁がありましたが、この周知はいつ頃する予定でありますか。

町長（丸尾 幸雄）

施策の方針を決めるのは、私たちでありますけども、それをいつ実行するかというのは、それは担当の役職になりますので、教育委員会を中心に考えて頂けるものだと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

再々質問。今、町長が教育課と言われたんで、教育課の方で答弁お願いします。

教育長（三木 信行）

松岡議員の再々質問に答弁をさせていただきます。

今、具体的に、どのような形でいつということは、まだ決めてはおりません。

町長の方がそういうお考えなので、それはこれから検討していくというところだろうと思います。で、方法としては、例えば、こういう状況になっているっていう辺りをパブリックコメントにするのかとか、あるいは説明会ということがあるのかどうなのか、その辺りのことも今、検討と言いますか、話はしておるんですが、例えば方法として2つの案があるんですが、どちらがいいですとかってというような、やり方なんか難しいのかなという風なことも考えております。

以上、その辺りが考えているところでありまして、以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

今、教育長が答弁されましたが、いつ頃というのを進めるのにも町長の決断が要るのでないかというように私、取りましたが、今年度中にするのか、来年度の頭にゴーサインを出すのかというのを町長、お伺いしたいと思います。

町長（丸尾 幸雄）

先ほども述べましたように、私の方から検討するように指示をしておりますので、その指示に従ってやっていくのは、担当課だと思っております。そして、その担当課の中で、自分のとこだけで決めるのではなくて、PTAとか子供会とか、また、住民の皆様方とか自治会の方とか様々なところに投げかけて、そして、そのことを進めていくのが、道理ではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

前々からその話は同じような答えしか返って来てないんですが、今、2案が出ております。A案とB案と。そのA案とB案が、どちらも決まらんのに教育委員会としたら、全然動けないというのが実情でないかなと思いますので、町長がこれをいつまで決めるかいうのをちょっと教えて頂きたいかなと思います。

町長（丸尾 幸雄）

何度も申し上げているとおりでございますけども、決めるのは、私どもが決めるではありません。それは住民の意見を聞きながら、そして、委員会の中で擦り合わせて来たものそのものを、そのことを私どもに持ち上げて頂いて、そこで検討して、そこで決めて、そして議会にお諮りするというのが手段だと、通常の手段だと思っておりますので、そのとおりに行っていこうと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

もう町長の答弁はいつも同じですが、何いうんか、案を出して、この案やというのは、議会の方でも二つの案しか出てないんで、これとこれやったらどっちがええんかのという話は、議員間でも出ておりますし、教育委員の方にもしてみても答えが一つ出

ております。それに対して、それで前を進めていくかどうかを決めるのが、町長ではなかろうかと。言うんは、町民の皆さんの同意が要るとか色んなことがあります、私ども議員は、町民の中から選ばれておりますので、ある程度、町民の代表としての価値があるんでないだろうかなと思いますので、町長お願いします。

町長（丸尾 幸雄）

以前にもお話ししたと思うんですけども、私ども行政は、住民自治ということを常に頭に入れて、行政を行っております。その住民自治ということは、住民の皆様方の最大公約数的な考え方を基に案を作り、そしてそれを議会に提出をして、そこで承認を頂くという手順が普通だと思っています。今、もしも、もしもですね、私どもだけで、議会とだけで決めて、そしてそのことを進めた場合に、もし反対している住民が怒った場合、それは住民無視の議決、住民無視の決定になっていきますので、そのことは私どもは避けなければいけない。だから、十分に検討するという。慎重に慎重を重ねて、今、教育長がパブリックコメントって言いましたけども、そのパブリックコメントじゃなくて、本当に十分にPTAとか子供会とか、また自治会の皆様方とか、これは大きな問題になります。今、幼稚園が4つあるのが、1つか2つか。今のところは1つの方向で進みますけども、そのことを理解してもらうのは、住民の方の理解が必要です。そのための素案を作っていくということが、私どもの課せられた使命になりますので、まずは、住民が主体、住民自治ということを常に、以前にもそれを申し上げだと思っておりますけども、私どもと議会とが決めてやっていくことではないと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

今、町長が町民の皆さんの賛成でないと出来ない。何をやるにしても100%賛成でやっていける事業、一つもありません。この庁舎にしても同じです。この庁舎で100%良かったかなという話は、私も聞いておりませんし、出来たもん、しょうがないがと。そこでやっていかないかなだろうがというのが町民の答えだと思います。それじゃ、次に、何ですか。

町長（丸尾 幸雄）

私どもが行っている行政、住民自治の上において、住民の皆様方の方の最大公約数的な承認は得ることが必要だと考えております。ただ単に私どもと議会とで決めて、それを推し進めていくものではありません。それは今まで、庁舎にしてもそれから福祉センターにしても、全てそのような形で行って来ております。同じように全ての施策をそのように行っていくつもりでありますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

議員（松岡 忠）

また、質問せないかんようになりました。今、町長がここの庁舎にしても決めて来

た。議員さんが決めて来たんやと。私がこの議員になった当初、この場所について町長に質問したら、もう議会で決まったことやから、この場所は変えられないというのを聞きまして、その時には、場所はここに決まっとなやと。で、建物は、どんな建物になるかというのはまだ決まってない。3階になるか、4階になるか、こういう案がありますよというだけ言われて、実際に実行してみたら、ここの庁舎は3階建てまで、4階や初めから建てられなんだというのを後から知りました。ある程度の内容は、議会の方でも、今まで、町民の代表として上がって来ている以上は、みんな代表なんで、一人ひとりの答えは違うかと思いますが、ある程度の自分に課せられた使命うんは、町民の代表やという気持ちで議会に臨んでいると思います。私の質問まだ、ちょっとようけあるんで、後の分の中に、またひっくるめた上での質問をさせて頂きたいと思います。

次に、町の物件で老朽化しているサクラートたどつ・町立体育館・各地区公民館等の箱ものについては、どのようなお考えがあるかお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

松岡議員の町の物件で老朽化している施設等についてどのような考えがあるのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご承知のとおり「サクラートたどつ」、「町民体育館」、「各地区公民館」は建設から相当年経過しております。「町民体育館」につきましては、現在耐震診断業務を行っております。診断の結果はまだ出ておりませんが、診断の結果によっては、

「耐震補強工事」若しくは「建て替え」という選択をしなければなりません。「サクラートたどつ」につきましては、建物もそうですが、建物内の付属設備等が設置から30年以上経過しており、非構造部材の耐震化を含め、設備機器の更新が必要なものも多くなっておりますので、優先順位をつけ、計画的に改修する必要があると考えております。各地区の公民館につきましても同様ですが、修繕等で対応出来るものにつきましても、予算の許される範囲内で修繕等を行っております。「町民体育館」、「サクラートたどつ」、「公民館」は、修繕・改修に多大な費用を要することになりますので、財政状況を勘案しながら、計画的に修繕・改修を図る必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

はい、質問します。

サクラートたどつ、町民会館ですね。ここはもう30年以上経って大幅な改築をやらなにかんと。その前にどうしてもやらないかんという内容も私ちょっと聞いております。特に今、ライト、メインライトを変えないかんという話は聞いております。もう修理がきかないと。もう電球の球も替えがないと。それ、直すのに約6,000万位掛かるんやと。ほんたら、それをいつ予算化してくれるんやろかなと。予算化が無ければ、

「サクラートたどつ」は休館にせななんだらいかんというような話もちらっと聞きましたので、町長のお考えをお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

「サクラートたどつ」は、指定管理者制度の中において、教育委員会の教育課の担当の中で維持管理を進めている施設であります。その中で、先日来、色々な補修、改修事業に伴う多額の金額のことを聞きましたので、それは計画的にやっていく。多度津町の今の財政状況を考えながら、それは行っていかなければいけない。という判断をしたので、今の教育課の課長を始め、財団の常務にもその旨を伝えたところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

ただ今の質問は、後で教育委員会の方に質問している内容の中で、再度お伺いしたいと思います。

次に、多度津町には公共交通機関がありません。このことに関して、今後どのようにしていくべきかのお考えをお伺いします。

総務課長（泉 知典）

松岡議員の多度津町の今後の公共交通についてのご質問に答弁をさせていただきます。以前にもお答えさせていただきましたが、コミュニティバス等を実際運行している他市町の担当者から伺ったことですが、運行にあたり事前に運行するコースや時間、停留所の場所等、様々検討を重ね運行しましたが、運行して間もなく、利用者から停留所までが遠いとか運行時間の変更や運行本数をもっと増やして欲しい等といった改善要求が寄せられ、また、利用者も増えていない実情にも苦慮しているとのことでございました。本町では以前に、中学生以上の町民の皆様を対象に無作為に2,000人を抽出し「多度津町の公共交通に関するアンケート調査」を実施しました。「公共交通の何が満たされれば利用したいのか」との質問には「乗降場所までの距離が近い」ことや「目的地まで直接行って欲しい」などの回答が多数ありました。70歳以上の方では、「バス停等までの移動に不安を感じる」といったご意見もあり、多くの方々がドア・ツー・ドアなどの身体的な負担の掛からない交通手段を望んでおり、この要望は高齢化が進むにつれて、さらに顕著になってくると思われれます。そのようなことから本町では、現在、高齢者福祉タクシー事業を実施しており、令和元年度には対象者や交付額を拡充をし、事業を継続しているところであります。因みに令和3年度の実績としては、交付対象者は3,801名、交付者は2,813名で交付率74%、交付枚数は5万6,260枚、利用件数は3万630枚、交付者使用率は54.4%となっております。対象者全体からの使用率は40.3%と高いとは言えませんが、年々増えている状況であります。また、住民主体の支え合いサービスの「移動サービスチョイ来た」事業ですが、利用者に変評判がいいと伺っておりますので、継続して支援をしていきたいと考えております。こ

のようなことからコミュニティバス事業などの導入につきましては、本町の厳しい財政状況においては難しいと思いますが、2050年までに本町における二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を宣言している町として、ガソリン等を使用するコミュニティバスではなく、環境にやさしい公共交通機関の活用も検討していく必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

再質問です。町長は、無作為に2,000人を抽出してアンケートをとったと。これ無作為でなく、本当に不便なところに住んでいる人、それにアンケートをとるのが普通でないかと。無作為にして極端な言い方したら、今ここに、この地域に住んでますと。その人らにアンケートをとっても何の意味もないと本当に困っている地域の人からアンケートをとるのが必要かと思われませんが、その気持ちはありませんか。

町長（丸尾 幸雄）

アンケートをとるっていう趣旨は、多度津町の中で、色んな方に同じように、ご意見を頂戴する。ということですので、偏った方々、偏った地域の方にアンケートをとるのではアンケートの意味がないと思っております。アンケートとは、多数の方に、不特定多数の方に、同じような質問をして、どのようにお感じになっているのか、それを調べて統計を出す。それがアンケートだと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

今の町長の答えは、一般にはそれでいいと思います。今回の内容は、困っている不便な場所の人の話を聞いて動かしたらどうかというのが、コミュニティバス等の話でありますので、今の町長の考えは、この案件にしては、ちょっとおかしいのかなと私は思うんですが、町長どうですか。

町長（丸尾 幸雄）

アンケートをとるといふアンケートの趣旨と致しましては、先ほど私が申し上げましたように町民の皆様方、様々な方々にどのようにお考えになっているのか。どのようなニーズがあるのか、どういう風にして欲しいとか、そういうことを全体的にご意見を頂戴するのがアンケートの調査だと考えておりますので、そういう中におきましては、今、何年か前に行いましたアンケート調査ですね、それに基づいて色んな施策を行っているところです。

ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

議員（松岡 忠）

今、町長がご理解を賜りますようにとおっしゃられましたが、町長の住んでる所と私の住んでる所、大分違います。町長の住んでる場所に関しましては、店屋も近いし、病院も近いし、私らのところの人と考えている内容が全然違うと思います。それでも

同じようなアンケートでええと思っておるのですか。町長、お伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

同じことの答弁になると思いますが、アンケート調査の意義というのは、町民の皆様方、全てのところでお住まいになっている方々、また、抽出するのは不特定に抽出をさせて頂いて、その中でそういう方がどのようなお考えで、どのようなニーズをお持ちかそれを把握、全体として把握をすること。それはやはり、不特定多数の方々からも、先ほども申しあげましたけども、最大公約数的な町民のニーズを取得する。そのための手段として、アンケート調査は行っておりますので、そのことの意義をどうか、ご理解頂きたいと思います。

議員（松岡 忠）

それでは、次の質問に入ります。

町長は常に町民の安心・安全を第一にお考えで行政を行っているかと常に述べられています。非常にいいことだと思います。その中で、町長は何が一番安心・安全に繋がると考えていますか、お伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

松岡議員の何が一番安心・安全に繋がると考えていますかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

町民の安心・安全対策として取り組んでまいりました南海トラフの引き起こす大地震に備えるための公共施設の建て替えは、一応の目処がたったと考えておりますが、これからは老朽施設について、町民の皆様が安心して施設を利用し、緊急時にも活用出来るように計画的に改修、補修に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

今の中で何が安心・安全に繋がるかという内容は私にも分かります。そういうものを作っていくには私何も言いませんが、これ、話変わるんですが、駅前広場、これは安心・安全のどこに掛かるんですか教えて頂きたいと思います。

町長（丸尾 幸雄）

私の事業施策に関しましては、安心・安全対策だけではありませんので、町づくりとか、また、地域の活性化とか、様々なところで施策を練って、そしてそれを住民サービスの向上に繋げるように各担当課の中でそれを実現していく。そのようなことを常に考えておりますので、安心・安全というのは一つの政策のうちの一つです。

ご理解頂きますように、お願いします。

議員（松岡 忠）

それでは最後の、次の各課に来年度の重要施策をお伺いします。

政策観光課、建設課、教育課、よろしく申し上げます。その中で、今、町長と私の質問の中身をまた再度お願いするかも分かりませんので、よろしく申し上げます。

政策観光課長（土井 真誠）

松岡議員の来年度の予算要求における重要施策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

政策観光課では人口減少対策として、本町の認知度向上や地域への誇り、また愛着の醸成を図るタウンプロモーション事業などを始め、町内の空き家活用を促進するための補助や町内で新婚生活を送る夫婦への経済的な支援など本町の将来を見据えた投資的な事業にも多く取り組んでおります。来年度につきましては、人口減少対策として実施しているそれぞれの事業に加えまして、本町の最上位計画であります第7次総合計画の策定や本町にとっての貴重な財源となっております、ふるさと納税の推進などが重要施策であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

政策観光課の答弁がありました。もう少し、今、話題になっている内容のことは、来年度やるとお考えですか。例えば、合田邸関連の分とかその辺がありますが、地域の分もあります。それについてお伺いしたいと思います。

政策観光課長（土井 真誠）

松岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

ただ今の合田邸につきましては、この議会におきましても基金条例の方を上程をさせて頂いておりまして、この総務教育常任委員会におきましても合田邸の保全計画について、ご説明をさせて頂きたいという風に考えております。その保全計画に則りまして、来年度以降、また色々と修繕等を行っていく必要があるという風に考えております。合田邸につきましては、文化財の保全というような観点がございますので、町としては進めていくべき事業という風に考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

今、課長から答弁がありました。基金を作ってそれで、あと対応していくというのを聞きました。

町長にお伺いします。今言う、その「サクラートたどつ」とか体育館とか色んな昔からの町の建物に対して、そういう今すぐにいうてはお金がないと。長い目で見て直していかないかんという物件になると思いますが、その辺の基金という考えはありますか。町長、お願いします。

町長（丸尾 幸雄）

多度津町の老朽化したような施設の改修補修に関しましては、優先順位を決めて長寿命化計画などを参考にしながら、そういうのを作りながら、補修改修、長持ちをする長寿命化計画のようなものを作らなければいけない時は、それを作らなきゃいけないと感じております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

基金の話が出ましたが、幼稚園の事業に対しては、これ位かかるという数字も出ております。それに向けての基金でお金を残していくという考えは、町長ございますか。

町長（丸尾 幸雄）

基金を積み立てて行っていく事業とそれから、そうではない事業、様々な事業がありますので、それは、どういう風にすれば一番いいのか、それを相談、それを検討しながら、担当課と話をしながら、みんなでそれを決めていかなければいけない。それが長寿命化に繋がるように考えてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

建設課長（三谷 勝則）

松岡議員の来年度の予算要求における重要施策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

建設課におきましては、道路、河川、港湾、町営住宅等のインフラ施設の修繕・改修など年間の維持管理経費を経常的な予算として計上していることに加え、県補助事業として町道庄・土井畑線、町道28号線の道路改良工事、国庫補助事業として橋梁長寿命化修繕事業、高見港浦地区船揚場整備事業を予定しております。

また、下水道事業におきましては、国庫補助事業として新町排水ポンプ場の水処理整備工事、堀江第2排水区雨水排水渠築造工事の雨水対策事業を予定しております。

なお、これらの事業は継続事業であることから予算の計上を考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

教育課長（竹田 光芳）

松岡議員の来年度の予算要求における重要施策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

教育課では、来年度におきましても幼稚園及び小中学校において、きめ細やかな学習支援及び教育的支援等を行うための人的措置や望ましい教育環境の確保に関する事業。社会教育においては、生涯学習推進のための事業全般になりますが、特には伝統的建造物群保存地区選定に係る費用等が重点施策になろうかと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

重要施策の中に幼稚園の問題が一つも入ってませんが、仮にこの問題が浮上したときには、どういう格好でやっていきたいと思っておりますか。

教育課長（竹田 光芳）

松岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

幼稚園、小学校に関する適正規模適正配置に係る事業で、予算等々必要になった折には、速やかに補正予算等を組まさせていただきます。議員の皆様方にご審議頂きたいと思っ

ております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

教育課の方では、伝統的建造物群保存地区選定の分に力を入れておると。逆に私ら議員もそれには、賛成・反対も含めての関心は皆さん持っております。これに関して先ほど町長が申しておりましたように、これをやってええのかどうか。これを町民全体にアンケートをとるのはどうでしょうかね。

町長（丸尾 幸雄）

勘違いなされると思いますが、既に進んでることに関してアンケートをとる必要はないと思ってます。これからの事業に関してどういう風にすればいいのか、皆さん方がどう思っているのか、その最大公約数的なものを把握するためのアンケート調査になります。今の重要伝統的建造物群の指定を受ける運動におきましては、今、町民の皆様方から大きな支持を受けて、町民の方々と一緒になってやっております。町民の方が中心になってやって頂いておりますので、それは、続けていかなければいけないので、そのことについてのアンケート調査、何をアンケートで聞くのかもよく分かりませんので、そのことについてアンケート調査をするつもりはありません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

何をアンケートするのか分からんと。とにかく、あの施設をお金を出して、約価格3億円か6億ぐらい掛かるのかな。それ位掛かる事業をみんなに問うのは不思議でないと思いますが、賛成しとる人はおると思います。それに関連しとる人間は、それ以外の私らが住んどる田舎の人間は、合田邸に一つも興味のない人がたくさんおります。まだ白方にしてみたら、合田邸をやるんだったら、白方にある物件をちゃんとしてもらいたいという意見があると思います。やっぱし、一つの物件だけでなしに合田邸も含めて町内の同じような物件を対象にやっていこうかという気は、町長、ございますか。

町長（丸尾 幸雄）

ちょっと話の本筋が変わってますので、私が答弁したのは重伝建に関してです。重要伝統的建造物群の指定を受けようということで、今、町民の皆様方が随分と力を入れてくれております。その中で、先日、文化庁の方がお越しになった時も文化庁の方がおっしゃるには、今、重要伝統的建造物群の指定を受けようとしているエリアは、それだけの歴史的な価値があると同時に、町民の皆様がこれだけ力を入れてやって頂いているということに対しては、非常に心強く思っておりますので、これを続けて下さいという風なお話がありました。これは、重要伝統的建造物群であります。そして合田邸に関しましては、合田邸は、今、多度津というのが北前船の寄港地として、日本遺産に認定されております。主たるものが、合田邸でありました。合田邸を中心に

12の施設が日本遺産に登録をされております。そのような施設を活用して、多度津の歴史と伝統と文化のある魅力のある町づくりと人づくりを行っていくことによって、移住・定住、交流人口を増やしていこうという人口減少対策地方創生事業、これは私の大きな柱の一つですけれども、それを合田邸を活用しながら町づくりを行っていこうという施策でありますので、重要的伝統物群と少し離して考えて頂きたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

重伝建に関しては、教育委員会の方で進めていると思います。今言う、その地域の人の、どういうのかな、説明はどんな風にしていたか。それと反応は、どうでしたか。

教育課長（竹田 光芳）

松岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

重伝建に向けての取組についてですが、地元の説明の方、もう1軒1軒、町長がおっしゃってありました民間の方と教育委員会職員が一緒になって、1軒1軒回っております。で、現在のところですが、全体のその想定地域の中には113世帯ございます。その内、72世帯はもう回っております。他の40世帯余りにつきましては、空き地であつたりとかちよつと所有が分からないところも現在、いらっしゃらないところもございますので、大体のところはもうカバーさせて頂いております。で、その時の反応っていうたら何ですが、大体、概ね好意的な反応を頂いております。ただですね、まだまだ、正直説明が不足なところもありますので、今後、さらに説明の方を重ねて、理解を求めていくことも必要だと当然考えております。また、消極的な反応を示される方も当然おいでます。その方々には、もう理由をしっかりと聞きして、それを解消出来るような制度に反映させることが出来ないかということを中心に今、検討をしている最中でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

今の話で、話に行ってるという中で、今住んでる人はオーケーやと。その人の後継ぎ、息子さんとかがおると思うんですが、その辺はお話しするような話はあるんですか。

教育課長（竹田 光芳）

松岡議員の再質問にお答え致します。先ほど私の答弁で消極的な反応を示された方がいらっしゃるというお話をさせて頂きましたが、そういった方々の中には、いやそれこそ、息子に聞かなければ分からないとかですね、そういったご意見があるのも本当の話です。そういった方は、また年末年始に帰ってこられることがございますので、そういった機会を捉えて、お孫さんなのか息子さんなのか一緒に、そういう機会を捉えて、ご説明もさせて頂く予定にしております。

以上でございます。

議員（松岡 忠）

教育委員会の方は色々な話を地元に行っていてしていると。当初の方に戻りますが、幼稚園事業にしても方針が決まれば、そのような話をその地域に対して、やっていかななくてはならないとっておりますので、町長の決断をなるべく早く出すようお願いいたします。

これで、私の一般質問を終わります。有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって、6番、松岡 忠 議員の質問は終わります。

次に4番、兼若 幸一 君。

議員（兼若 幸一）

4番、兼若幸一です。一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症発生から生活様式が変わりました。人と人が接する機会が減少し、対人関係の構築が難しくなっているのではないのでしょうか。対人関係が必要な組織のうちの1、自治会について、2、PTAについて、3、子ども会についてお伺い致します。一問一答方式でお願い致します。

まず、自治会についてお伺いしたいと思います。

まず、1番目ですが、多度津町の自治会数と最大人数の自治会での人数、最少人数の自治会での人数をお伺い致します。

町長公室長（山内 剛）

兼若議員の多度津町の自治会数と最大人数の自治会での人数、最少人数の自治会での人数についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町の自治会数は、令和4年4月現在で120自治会があります。各自治会の人数は把握出来ておりませんが、毎年3月に全自治会に対して行っております自治会調査で世帯数を把握しており、最大の世帯数は335世帯、最少の世帯数は2世帯になります。最少の世帯数である自治会につきましては、自治会設立当初の世帯数は5世帯でありましたが、高齢化により自治会活動を続けていくことが困難などの理由により世帯数が減少し、現在の2世帯になりました。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

ただ今の答弁に対して再質問をさせていただきます。

最少人数の自治会の世帯数が2世帯ということでしたが、自治会を構成する最少世帯数の定義などが何かありますかお伺いしたいと思います。

町長公室長（山内 剛）

兼若議員の再質問に答弁をさせていただきます。

自治会は任意で結成された団体であるため、一定数以上の会員数が必要である等の決まりはございませんが、自治会を設立する時に規約等の提出をして頂く際に、会長と

か会計幹事とかそういう役員が必ずちゃんと配置されているかどうかという確認はさせて頂いております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

2世帯では、会長会計も全部1人若しくは2人で対応されているということで非常に大変だと思います。

次、2番目です。過去5年間の自治会加入率についてお伺い致します。

町長公室長（山内 剛）

兼若議員の過去5年間の自治会加入率についてのご質問に答弁をさせていただきます。平成30年4月は66.7%、平成31年4月は65.8%、令和2年4月は64.8%、令和3年4月は63.8%、令和4年4月現在は63.3%となっており、5年前と比べまして3.4%減少しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、3番目です。自治会加入率が低く、また下がっている要因は何だと思われませんかお伺い致します。

町長公室長（山内 剛）

兼若議員の自治会加入率が低い、下がっている要因についてのご質問に答弁をさせていただきます。

近年、少子高齢化や人口減少の社会情勢の変化に伴い、本町だけでなく、全国的に自治会への加入数は、減少傾向にあると認識しております。そこで、自治会の現状を把握し、今後の自治会活動や加入促進などに役立てるため、令和2年3月にアンケート調査を実施して、同年8月に各自治会長に結果報告をさせていただきました。調査結果からは、多くの自治会が会長等の役員業務が持ち回りであることや加入金が必要な自治会があることなどの理由により、加入率が減少していると考えられます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

はい、次4番目です。自治会加入率を上げるため、どのような施策、または啓発を実施されましたかお伺い致します。

町長公室長（山内 剛）

兼若議員の自治会加入率を上げるための施策の実施についてのご質問に答弁をさせていただきます。

自治会とは、一定の地区を単位として同じ地区に住む住民同士が支え合い、住みやすく安心して暮らせる地域を作っていくために自主的に組織された団体でございます。そして、基本的には会員の負担金によって自治会が運営され、地域の人々との交流、懇親行事などの親睦活動と地域内で生じる生活上の様々な問題や水路の清掃などの身

近な環境の整備や管理、そして防犯、防災活動を行い、快適で安全・安心なまちづくりのために活動されております。このように自治会そのものが自主的に結成され、それぞれで決められているルールに基づいて運営されている組織であるため、行政から強制的に自治会加入を促すことにつきましては、慎重に対処する必要があると考えておりますが、自治会の加入について問合せがあった場合には、その地域の自治会長の紹介を行うことに加え、防災関連の問合せがあった場合には、自主防災組織としての自治会加入の重要性について紹介をしており、加入を促進しているところであります。今後も自治会や自治連合会と知恵を出し合いながら、自治会の加入率向上を目指してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、5番目です。各校区での空き家は現在どれほどあるのでしょうか、お伺い致します。

建設課長（三谷 勝則）

兼若議員の各校区での空き家は現在どれほどあるのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在の校区ごとの空き家戸数につきましては、本年度に見直しを進めている多度津町空き家等対策計画において、町内の空き家等の戸数を再調査する空き家等実態調査業務を委託発注して調査・整理を行っておりますので、現時点で、空き家戸数は把握出来ていない状況です。なお、平成29年度の多度津町空き家等対策計画を策定した時の戸数で申し上げますと多度津校区で212戸、豊原校区で56戸、四箇校区で71戸、白方校区で61戸、高見島で72戸、佐柳島で102戸、合わせて町内全域で574戸でありました。また、現状の空き家戸数につきましては、空き家等対策計画の見直しが完了しましたら、ご報告させていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、6つ目ですが、空き家の近隣の方は火災や防犯上の不安がとてもあります。空き家対策について、どのようにお考えでしょうか、お伺い致します。

建設課長（三谷 勝則）

兼若議員の空き家対策についてどのようにお考えでしょうかについてのご質問に、答弁をさせていただきます。

本町の空き家対策と致しましては、町内にあります老朽化した危険空き家につきましては、補助要件を満たす空き家については老朽危険空き家除去支援事業の補助金を活用し、管理者において除却して頂いているところであります。また、草木が繁茂しているなど放置されたままとなっている管理不全の空き家につきましては、所有者に対し、適正な管理を指導しているところでありますが、中には、所有者と連絡が取れな

い。また、解体費用が捻出出来ないなどの理由により放置されたままの空き家などが数件ございます。今後は、このように放置された物件に対し、空き家対策特別措置法第14条に規定されております、撤去費用を徴収することのできる「行政代執行」や撤去費用は徴収出来ませんが所有者不明でも撤去出来る「略式代執行」などの措置が可能となる「特定空き家」に認定する検討が必要であると考えております。また、「特定空き家」の認定には学識経験者などで構成された第三者委員会を設置し、専門家の意見を踏まえ認定することが必須となりますので、緊急時には迅速に代執行等の執行が対応出来るよう、現在、空き家等対策計画の見直し作業と併せて、準備を進めているところです。今後も引き続き、管理不全となっている空き家に対し、迅速に対応出来るよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、7番目です。自治会要望は年間どれぐらいの件数がありますか。また、多い案件の上位5項目は、どのようになっていますか、お伺いいたします。

町長公室長（山内 剛）

兼若議員の自治会要望の年間件数と多い案件上位5項目についてのご質問に答弁をさせていただきます。

自治会要望につきましては、年間通じて受け付けを行っており、年間の件数で、令和2年度に59件、令和3年度に57件、令和4年度は、現在まで46件のご要望を受け付けております。

昨年度の令和3年度で、ご要望が1番多かったものは「舗装の修繕等の道路に関すること」、2番目に多かったものは「水路の修繕等の水路に関すること」、3番目に多かったものは「ごみの収集に関すること」、4番目に多かったものは「カーブミラーの設置等の交通安全対策に関すること」、5番目に多かったものは「空き家の管理に関すること」でした。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、8番目ですが、要望があった案件の対応率はどれぐらいありますか、お伺い致します。

町長公室長（山内 剛）

兼若議員の要望があった案件の対応率についてのご質問に答弁をさせていただきます。自治会から要望があった案件につきましては、町長公室から担当課に対応依頼を行い、要望内容の確認や対処方法の検討を行います。そして、各課からの対応について町長公室で取りまとめを行い、自治会長に回答しております。頂いた内容に関して町で対応出来ない場合は、関係機関に対処を依頼するなど全ての要望に対して対応を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、9番目ですが、対応出来なかった案件の理由は、どのようなものでしょうか、お伺い致します。

町長公室長（山内 剛）

兼若議員の対応出来なかった案件の理由についてのご質問に答弁をさせていただきます。

先ほどの答弁のとおりですが、ご要望があった案件につきましては、全て対応を行っております。中には、ご要望に沿ったお答えをすることが出来ない場合もあります。その対処出来ない理由と致しましては、予算の都合上、対象が困難な場合や管理者が町以外の場合で、町での対応が難しい場合などが挙げられます。そのような場合につきましては、代替案の検討や次年度に予算要求を実施すること。関係機関に情報を提供して対処を依頼するなどの対応を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次の質問ですが、自治会要望に対する案件の受付期間が、年1回2回のようなものがあると思います。自治会に対してどのように周知されていますか、お伺い致します。

町長公室長（山内 剛）

兼若議員の自治会要望に対する案件の周知についてのご質問に答弁をさせていただきます。

先ほども申し上げましたが、自治会要望は通年で受け付けを行っております。特に、毎年3月に実施しております自治会調査の際に、「町へのご意見・ご要望」を記入する欄を設けており、町へ要望する事項があれば、調査票に記入いただくよう周知しており、多くのご要望を頂いております。この調査を行う時にのみ、町への要望を提出される自治会が多くありますので、今後は、自治会調査票等に「自治会要望につきましては、通年で受け付けしています」という旨を明記するなど見直しを検討したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

ただ今の答弁に対して再質問をさせていただきます。

自治会要望の受付は通年されているということですが、例えばカーブミラーの設置を審議するのは、春と秋の年2回しかないような事項があると思いますが、そういった詳細について自治会長に対しては、どのように周知されていますか、お伺い致します。

町長公室長（山内 剛）

兼若議員の再質問に答弁をさせていただきます。

カーブミラー等、交通の関係になりますと総務課であつたりとか、道路関係でありま

すと建設課であったりとか、対応できる時期とかが決まっている場合につきましては、担当課を通じてその情報を頂いて、自治会長さんにこの時期とこの時期しかちょっと今、対応出来ませんということをお伝えはさせて頂いています。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

自治会長を毎年、変わる自治会もあると思いますので、そういった細かいことの周知も連合自治会などを通して周知をして頂きたいと思います、よろしくお願ひします。次に2点目の質問に移りたいと思います。PTAについてお伺ひ致します。

子どもが入園、入学すると100%PTAに入会する時代を我々は過ごしてきましたが、現在のPTAの入会はどのような決まりなのでしょう、お伺ひ致します。

教育課長（竹田 光芳）

兼若議員の現在のPTAの入会はどのような決まりがあるのかについてのご質問に、答弁をさせていただきます。

PTAの入会については入会を強制するものではなく、PTAの活動に賛同した方が任意で加入することとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、2番目の質問ですが、PTAに入会されない方がいる場合、入会されない理由はどのようなものなのでしょう、お伺ひ致します。

教育課長（竹田 光芳）

兼若議員のPTAに入会されない方がいる場合、入会されない理由についてのご質問に答弁をさせていただきます。

幼稚園、小学校、中学校に確認しましたところ、小学校で1名の保護者が入会されておられません。その方の入会しない理由と致しましては、PTA活動等に賛同出来ないとのことでした。他の小学校、中学校、幼稚園では入会されていない方はいないとのことでした。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

現在は1名ということですが、何か今後、任意団体ということであれば、加入されない方が、何か増えているような、思いがあります。

次の質問です。

児童数の減少で、PTA役員がほぼ全員にあたるようなことが起こり得るかも知れません。更に加入率が下がるとPTA活動に支障はないのでしょうか、お伺ひ致します。

育課課長（竹田 光芳）

兼若議員の児童数の減少でPTA役員がほぼ全員に当たるようなことが起こりえるかも知れないが、更に加入率が下がるとPTA活動に支障はないのかについてのご質

問に答弁をさせていただきます。

議員ご承知のとおり、児童数等が減少するにするとに伴ってPTA会員数は、幼稚園、小学校、中学校ともに減少はしていますが、現在のところ、ほとんどの保護者の方がPTAに加入して頂いているため、活動に大きな支障は出ておりません。更に少子化が進み、それに伴い保護者が減少していけば、組織の見直しや活動内容の工夫・改善を図る必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

はい、PTA加入率を下げないためには、どのような説明を保護者に今後される予定ですか、お伺い致します。

教育課長（竹田 光芳）

兼若議員のPTAの加入率を下げないためにどのような説明を保護者にされていませつかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

幼稚園では、入園説明会の中でPTA活動等について、例えば、役員になっても全ての活動に参加する必要はなく、自分の時間がある時に参加できることを心掛けて説明を行っております。小学校では、入学説明会の中でPTA活動について説明する機会を設けて説明したり、PTA会長から活動の内容について丁寧に説明をしたりしています。中学校では、毎年2月頃に各地区で行われる地区別の会で、各地区委員がPTA活動についての説明、加入依頼を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

加入率が下がらないように現状維持、今後、1名の方が加入されていないようですが、その方にも加入して頂くよう、ご努力をお願いしたいと思います。

次の質問です。子ども会について質問をしたいと思います。

10月18日に東京の自民党議員会館にて、「子どもの体験活動による成長・子育て支援を支援する議員連盟」の設立総会が行われました。これは全国子ども会が、子どもの体験活動が減少することを危惧し、国に働きかけ実現したものです。当日は国会議員の方、先生方約80名、全国子ども会から約120名の参加者があり実施されました。香川県からは、大野 敬太郎 衆議院議員に発起人として参加をして頂きました。

そこで質問です。過去5年間の校区ごとの子ども会加入率について、お伺い致します。

教育課長（竹田 光芳）

兼若議員の過去5年間の校区ごとの子ども会加入率についてのご質問に答弁をさせていただきます。

多度津小学校区ですが、平成30年度は児童数282名に対して加入者数170名、加入率は60%です。令和元年度は児童数270名に対して加入者数148名、加入率は55%です。令和2年度は児童数247名に対して加入者数126名、加入率51%です。令和3年度は児童

数250名に対して加入者数114名、加入率46%です。令和4年度ですが、11月1日現在の数字ですが、児童数242名に対して加入者数85名、加入率は35%でございます。続きまして豊原小学校区ですが、平成30年度は児童数466名に対して加入者数390名、加入率は84%です。令和元年度は児童数453名に対して加入者数367名、加入率81%です。令和2年度は児童数442名に対して加入者数330名、加入率は75%です。令和3年度は、児童数432名に対して加入者数311名、加入率72%です。令和4年度ですが、11月1日現在の数字ですが、児童数428名に対して加入者数295名、加入率69%でございます。続きまして四箇小学校区でございますが、平成30年度は、児童数337名に対して加入者数286名、加入率85%です。令和元年度は、児童数323名に対して加入者数265名、加入率82%です。令和2年度は、児童数316名に対して加入者数254名、加入率80%です。令和3年度は、児童数319名に対して加入者数253名、加入率79%です。令和4年度でございますが、11月1日現在の数値ですが、児童数304名に対して加入者数235名、加入率は77%でございます。続きまして白方小学校区でございますが、平成30年度児童数96名に対しまして加入者数56名、加入率58%です。令和元年度は、児童数92名に対して加入者数は31名、加入率34%です。令和2年度は、児童数77名に対して加入者数14名、加入率15%です。令和3年度は、児童数67名に対して加入者数8名、加入率12%です。令和4年度でございますが、11月1日現在の数字ですが、児童数64名に対して加入者数2名、加入率は3%でございます。参考までに4校区総数でございますが、平成30年度は、児童数1,181名に対して加入者数906名、加入率77%です。令和元年度は児童数1,138名に対して加入者数812名、加入率は71%です。令和2年度は、児童数1,082名に対して加入者数724名、加入率67%です。令和3年度は、児童数1,068名に対して加入者数688名、加入率64%です。令和4年度でございますが、11月1日現在の数字で、児童数1,038名に対して加入者数621名、加入率は60%でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

ただ今、課長の方から加入率と加入者数をお聞きしましたが、こうやって数字にしてみると、非常に減少している。また、校区ごとにすごくバラつきがあるというのが、改めて分かりました。

再質問なんですけど、加入率が下がっている要因、特に白方小学校区では、2名しか加入されてないという原因は何なのでしょうお伺い致します。

教育長（三木 信行）

兼若議員の再質問に答弁をさせていただきます。

子ども会の加入率が年々下がって来ていることについては、私も非常に心配はしております。子ども会の活動というのが、段々無くなっていくのじゃないのかとか、他市町では、もう既に子ども会が存在してないというところもあります。これまでの活動

を見た時には、やっぱりこの子ども会っていうのがあって欲しいなというのが強い気持ちであります。今現状は減って来てるんですが豊原小学校区、四箇小学校区辺りは、まずまずなんです、白方小学校の数値について私も大変疑問を感じまして、正直ですね、現校長先生や前校長先生と色々お話を伺ったりはしたんですけども、元々あんまり高くはなかったんですが、段々下がってきていると。我々の予測としては、コロナ禍があって活動もあまりしなくなったから、必要性を感じなくなってきたけどんということもあるのかも知れないという風に感じています。ただ、こういうことも私も実感をしておるんですけど、例えば白方小学校区で言えば、先生方とかお話をするんですけども、確かに子ども会に入っている方は少ない。おそらく2名ということ、代表の方ということになるんだろうと思うんですけど、町子連を繋ぐためにですね。ただし、地域の方の教育力が非常に強くて、公民館活動を中心に料理教室をしたり、宿題を放課後したり、工作をしたりということで、非常に子供たちの学校外での活動というのは、子ども会の活動を十分に補完する以上に活動している。中には、子ども会といいますか、その地域の小学校卒業したジュニアリーダーの子もそこに参加して活発に活動して、その中には子供たちも積極的に参加をしているということで、活動としてはいいものがあるんですというような答えを先生とか校長先生から聞いたことがあって、この地域の力は有難いなと思っております。説明は毎回しているということです。育成会の会長さんが、入学説明会の折とか入会をお願いをしているということであるんですが、その辺りで校外の活動もある程度保障されていることもあるのかなという風に感じております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次の質問です。

子ども会について、教育長はどのようにお考えでしょうか、お伺い致します。

教育長（三木 信行）

兼若議員の子ども会について、教育長はどのように考えているのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

最近の本町の子ども会活動は、キャンプなど野外活動や芸術文化・地域の歴史などを学ぶ場として、町内の児童に体験の場を提供して頂いております。このようなことから、子ども会は本町の児童の健全育成を行っていく中で、学校教育では学ぶことが少ない学校間の交流や異世代間の交流を通じて、様々な知恵や知識を身に付けたり、子供同士で楽しい時間を共有したり出来る貴重な体験の場であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、3番目です。

本町は財政危機ではありますが、子供たち全般にかかる予算は、減らすべきではなく増やすべきと思いますが、いかがでしょうか、お伺い致します。

教育長（三木 信行）

兼若議員の子供たちにかかる予算を増やすべきではについてのご質問に答弁をさせていただきます。

子供たちに豊かな教育を保障することは、将来の本町の発展のためにも極めて重要なことだと考えております。そのためにも学校教育では、幼稚園、小・中学校において、きめ細やかな学習支援及び教育的支援等を行うための予算や望ましい教育環境の確保に係る予算の確保に努めてまいります。また、社会教育では、今後も豊かな体験活動を行えるよう青少年の健全育成に関する予算の確保にも努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

健康福祉課長（富木田 笑子）

兼若議員の子供にかかる予算を増やすべきではないかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、健康福祉課におきましては、子供にかかる予算と致しまして、放課後児童クラブに関する事、待機児童対策に関する事及び子育て支援に関する事について計上をしております。まず、放課後児童クラブにつきましては「新・かがわ健やか子ども基金」を活用し、令和2年度より香川県作業療法士会による巡回相談を行っております。作業療法士が定期的に各放課後児童クラブを巡回し、専門的なアドバイスをすることにより、支援員の負担軽減を図り、子供たちがのびのびと過ごせる環境づくりに努めております。この基金は今年度をもって終了致しますが、年々成果が現れて来ており、来年度以降も継続実施出来るよう財政担当と協議をしております。

次に、待機児童対策ですが、先日、今年10月1日現在の待機児童数が発表され、本町では2名の待機児童が出ております。保育士確保のために就職祝い金や人材紹介料の一部補助等を行っておりますが、保育士、不足は解消しておりません。コロナ禍により出生数が減少しているため、保育所と協議しながら、状況に応じた支援を行っております。

次に、子育て支援についてでございますが、子育て世代包括支援センターでの相談業務や助産師による新生児全戸訪問等、妊産婦の支援を図っております。また、同センターでは保育所等に通所していない乳幼児の一時一時預かりも行っており、保護者の育児負担の軽減を図るとともに待機児童対策の一助となっております。来年度はさらに開所日を現在の4日から1日増やし、月曜日から金曜日まで毎日実施することを計画しております。以上の事業以外にも高校生の医療費無料化の検討等、本町が取り組むべき課題は山積しております。子供たちが安心して健やかに成長出

来るよう財政状況を踏まえながら、サービスの充実を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

ただ今の答弁の中で1点再質問をさせていただきます。

子育て世代包括支援センターが月曜日から金曜日まで毎日実施する計画とのことですが、スタッフは確保出来ているのでしょうか、お伺い致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

兼若議員の再質問に答弁をさせていただきます。

現在子育て世代包括支援センターで行っております一時預かりの事業につきまして、現行、雇わせて頂いている方々の時間数をそれぞれ増やすという形で今回対応出来ることになりましたので、1日増やす計画に致しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

新型コロナウイルス感染症から本当に生活様式が色々変わっております。人と人と接する機会が減少し、対人関係が難しくなっておりますが、自治会・PTA・子ども会、また、それ以外の色々な組織・団体、やはり対人関係を構築して、住みやすい多度津町、優しさあふれる多度津町にぜひともして頂きたいと思っております。

これで4番、兼若幸一の一般質問を終わります。有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって4番 兼若 幸一 議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を3時5分、よろしくお願い致します。

休憩 午後2時43分

再開 午後3時5分

議長（村井 勉）

休憩前に引き続き、一般質問を再開致します。

次に3番、天野 里美 君。

議員（天野 里美）

3番、天野 里美です。

皆さん、こんにちは。よろしくお願い致します。

アフターコロナにおける多度津のまちづくりについて、一般質問させていただきます。

令和2年初頭から世界で感染が拡大した新型コロナウイルス感染症は、世界各国で、感染防止を目的として集会や会食などの制限が行われるとともにテレワークな

どオンラインコミュニケーションの活用が進むなど、人々の生活に大きな影響を与えました。

新型コロナウイルス感染症は、デルタ株やオミクロン株といった変異株の発生などにより感染が拡大したものの、夏から秋にかけての新規感染者数の減少により、各国では、感染の収束を見込んで経済活動の正常化を急いでおり、行動制限の緩和が進められ、日本においても10月11日より全国旅行支援が始まるなど比較的緩やかな規制により感染対策と経済活動の両立を目指しています。しかし、現在、新型コロナウイルス感染症は第8波だとも言われておりますが、今のところ、日本政府もこの緩やかな感染対策と経済活動の両立を推進していく考えのようです。

こうした中、コロナ禍をきっかけに普及したテレワークや新たな生活様式が感染の収束によって元に戻るのか、それとも広く人々の新たなライフスタイルとして普及していくのかなど、コロナ後のライフスタイルについては、様々な意見があるところであり、政府もまたアフターコロナに向けた議論を活発にしているところでもあります。私自身も令和4年6月定例会で、アフターコロナにおける教育のあり方を一般質問させて頂きました。

そこでアフターコロナに対する取組について、大きくは7点質問させて頂きます。まず、1点目の質問です。国の議論の一つに厚生労働省では「コロナ禍において、雇用調整助成金の手厚い特例措置により事業主の雇用維持を強力に支援してきた一方、足下では多くの産業で人手不足感が強まっており、今後、効果的な人材活用の促進や産業の体質強化のための人材確保等が望まれることから、アフターコロナ期を見据えた基礎的検討を行うことを目的に「アフターコロナ期の産業別雇用課題に関するプロジェクトチーム」を開催し、令和4年7月14日に第4回取りまとめの議論を行いました。その中で、各業種共通の課題、取組の契機として「デジタル人材など業種横断的に需要のある人材に着目した対策」、「職場魅力の向上や低賃金対策」が議論されています。私は、産業の振興、福祉の充実には働き手の確保が必要だと思いますが、その点、多度津町はどうお考えでしょうか。

私は、令和2年3月定例会の介護保険に関する一般質問の中で、労働力の不足について質問を致しました。この時のご答弁は「人員、設備及び運営に関する基準を満たしており問題ない」ということでした。また、令和元年12月定例会、令和2年6月定例会では子育てについて質問致しましたが、子育ての環境を整備するということは、保護者の就労支援に繋がる問題であると認識し、質問させて頂きました。多度津町における労働力の確保について、アフターコロナを考えると、本当にこのままでいいのか、どういう展望を持っているのか。また、それに対する対策は行っているのでしょうか、質問致します。

町長（丸尾 幸雄）

天野議員の多度津町における労働力の確保についてのご質問に答弁をさせて頂き

ます。

町内企業の人事採用担当者からはアフターコロナ等に関わらず、人手不足の慢性化が進んでいるなどの相談を受けることが増えて来ております。

町ではその相談内容のうち、企業が大学新卒者及びU J I ターン者の正規雇用を希望されている場合は、県が企業と求職者のマッチングを行うことを目的に設置した「ワークサポートかがわ」を紹介しております。

去年は、町担当者が同機関の担当者とともに相談のあった企業を訪問し、支援を致しました。

また、町内企業の魅力を発信し、町内企業への就職を促すため、多度津商工会議所が主体となって隔年で発行している「たどつ企業ガイド」を県立多度津高等学校や町内外の教育機関及びその他関係機関へ配布するなど企業周知に努めております。

企業が人手不足に陥っている原因は、少子高齢化及び人材のミスマッチの2つに大別することが出来ます。

少子高齢化につきましては、すぐに対応することは出来ませんが、就労・産業などの大きな構造変化に起因していると考えられる希望職種や職場内での就業ミスマッチについては、企業での自助努力をサポートする制度や広域行政による職業相談会の開催を検討することなどで問題の軽減を図ることが出来るかも知れないと考えております。

今後も町内企業人事担当者や多度津商工会議所から情報収集を図るとともに広域行政及び県の施策の活用方法を研究し、労働力の確保に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

有難うございます。働き手の確保とは家庭環境や職場の環境を含めた問題だと思います。つまり、一人ひとりが住みやすいと感じる町づくりこそが定住人口を増やし、働き手を確保することだと思いますので、その点を含め、今後の対策をしっかりとよろしくお願い致します。

次に2点目の質問です。

国土交通省観光庁は、アフターコロナ時代における地域活性化と観光産業に関する検討会を、コロナ禍での観光需要により観光地・観光産業が疲弊している中、我が国経済がコロナから力強く立ち直り、再び発展の軌道に乗せていくためには地方創生の牽引となる観光地の再生が不可欠であり、これを支える観光産業の強化を推進していくことが必要という考えから開催し、令和4年5月18日の第5回検討会で、最終とりまとめを行っています。これは、アフターコロナに合田邸の修繕を含む重要伝統的建造物群の整備や駅周辺開発を予定している多度津町が参考にしなければならない検討会だと思います。ここでは、観光地の面的な再生・高付加価値化の推進、持続可能な観光地経営の確立についての方向性や施策が報告されています。こ

の中で特に私が気になったことは、地域全体での計画的な安全・安心の備えの確保です。この中に避難所等となる施設についてハード・ソフト両面の整備を推進とありますが、多度津町の避難所の現状はどうなっているのでしょうか。地域全体での計画的な安全・安心の備えの確保については、観光地であるに拘わらず、とても大切なことだと思います。

この点について、多度津町の現状を質問させていただきます。

総務課長（泉 知典）

天野議員の多度津町における避難所の現状についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町におきましては、南海トラフ地震等の大規模な災害を想定し、津波による浸水や土砂災害などの警戒区域を踏まえた立地条件や耐震化等の避難所に係る必要な安全性が確保されている町内12ヶ所の公共施設を避難所に指定しており、災害が発生または発生する恐れが高まった時には、各避難所の早急な開設が行えるよう体制の整備を行うとともに当該避難所における良好な居住性の確保や食料、衣料その他の生活関連物資の配布が行えるよう維持管理と整備に努めております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

有難うございます。地域全体での計画的な安全・安心の備えの確保は多度津町が住んで良く、訪ねて良い町になるためにも必ず必要なことです。その為には町民にも訪れる人にも優しい町であることです。常に町民の側に立ち、訪れる人の側に立った視点を大切にまちづくりに取り組んで頂きたいと思います。

次に3点目の質問です。

多度津町の防災対策については、令和2年12月定例会、令和3年9月定例会で多度津町の取組を質問させていただきました。そして令和4年10月18日には香川県中讃土木事務所河川港湾課より、桜川改修事業について説明会がありました。ようやく第一歩という感じではありますが、実は、そのわずか1ヶ月半前にあたる9月3日にゲリラ豪雨により、東桜川が冠水しております。時間的な猶予があるような状況ではありません。防災対策もまたアフターコロナにおける大きなテーマだと思います。ここで画像を見て頂けたらと思います。

こちらの写真なんですけど、2区の自治会の方の撮影写真です。今年9月3日、13時14時、ゲリラ豪雨がありました。9月3日16時半、満潮が3時55分ということで多度津町桜川1丁目付近、2区の自治会での5班から7班あたりの映像です。こちら側が雨が降った時の映像、こちらが翌日の4日8時半、干潮9時55分となっておりますが、こちら側の映像となっております。また、こちら、分かりますかね、これ、日本生命駐車場西側の道路の東桜川下流の写真です。もう本当に道か池か全然境目が分からない状況下です。何も無い時の道はこうなっております。ちょっと比

べて頂けたら良く分かると思います。

次の写真です。こちら四変テックの配送センターの東桜川の上流方向の写真です。こちら良く鮒とか蛙とか亀さんとかが良く顔を出しているところなのですが、もう本当に境目はまったく分からない状況下になりました。何もない、雨の降ってない時は穏やかな川です。こちらもこの隣の写真もそうです。本当にもう水が一杯で何もない次の日は、このような穏やかな水の流れとなっています。

もう一つ、こちら側の写真です。こちらもうすごい水が一杯になっていますが、この写真は桜川一丁目、東桜川の下流の方向の写真です。ポールをかなり一杯立っていますが、本当に車の通行止めのポールが沢山立ちました。こちらが何もない時、翌日の穏やかな雨の降ってない時の様子です。比べて頂きますと良く分かると思います。ちょっと大きい写真になりますが、こんな形です。こちらが駐車場のところ、水がもう溢れて、こうやって人が歩いても長靴がかなり浸かっている様子が分かるかと思いません。こちらもそうですが。先ほどの写真と被りますが、こんな感じでガードレール、もう本当に川か池か水か分からないみたいな感じです。こちら分かりますかね、農園があるところの写真なのですが。藻がかなり上がっておりまして、こちらにあった田んぼ、畑にあったトマトとか苗の方がかなり傷んだということをお聞きしています。残念ながら、この地区には自主防災組織もまだ組織されておられません。現在、組織結成のための話し合いを進めているところですが、防災士も少なく、なかなか自分事として進まないのが現状です。防災士は、平成15年に第1号が誕生して以来、防災士制度は間もなく20周年を迎えようとしており、現在、全国に23万人を超え、自主防災組織や自治会、学校や事業所等あらゆる場面において、地域防災力の向上に貢献していると言われています。現在、多度津町では、何人の防災士がいらっしゃる、どういうネットワークを組み、どういう活動をされているのか質問させていただきます。

総務課長（泉 知典）

天野議員の防災士とのネットワークと活動についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町では地域における防災力の向上を図るため、防災士資格取得の促進を目的に多度津町防災士資格取得補助金交付要綱を平成28年に施行して以来、8名の方が制度を利用し防災士になられております。

また、この資格は民間資格であり、届出義務のないことから全体数の把握は出来ておられません。社会の様々な場において多くの防災士の方が活動されており、町民の皆様方から大きな期待が寄せられていることを認識しております。

こうした観点から、香川県防災士会には防災訓練や防災出前講座等への防災士資格を有する講師の派遣や「多度津町家具類転倒防止対策促進事業」等にご協力を頂いており、今後におきましても「自助」「共助」の推進役である防災士と連携し、地域の減災と防災力の向上を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

次に防災士に関することでもありますが、4点目の質問に入らせて頂きます。近年、防災士に対する動向として、内閣府では避難所運営や避難生活支援に係るリーダー育成の新しい取組を開始しており、そのリーダー育成には、とりわけて防災士に大きな期待が寄せられています。また、国土交通省では、相次ぐ豪雨・洪水災害に備える「マイ・タイムライン」という手法を開発し、防災士にその普及啓発の先頭に立って頂きたいと要望されています。この「マイ・タイムライン」とは、「住民一人ひとりのタイムライン、つまり防災行動計画のことであり、台風等の接近によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、住民自ら考え命を守るための一助」とするものです。水害からの避難に対して、住民は「自らの命は自ら守る」意識を持ち、行政は「住民が適切な避難行動をとれるよう全力で支援する」意識が醸成された社会づくりが防災においては必要だと考えます。つまり、水害の発生が逼迫した状況下で、「自分の命は自ら守る」の考えのもと、避難行動を自発的に行う「行動する人」への変化を促す取組が大切です。そのためには、これまでの洪水ハザードマップの周知・取組に加え、住民に寄り添い、洪水ハザードマップに記載されている情報を住民に「我がこと」と感じられ、自ら考えることを促す確実な取組となる可能性のあるマイ・タイムラインの検討を関係機関一体となって鋭意取り組むことが、多度津町において必要だと思いますが、マイ・タイムラインに対する取組状況及び考えについて、質問させていただきます。

総務課長（泉 知典）

天野議員のマイ・タイムラインに対する取組状況及び考え方についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、マイ・タイムラインとは防災行動を時系列的に整理し、命を守る避難行動のための一助として、あらかじめ決めておくものであり、災害時の判断をサポートする避難行動のガイドとして役立つとともに作成を通じて地域のリスクを改めて考えることから、防災意識を高める上でも大変有効な取組であると考えております。

本町におきましてもマイ・タイムラインの普及を図るため、防災訓練や出前講座等において作成する意義や方法を周知しており、今後におきましても様々な機会を捉えて更なる普及啓発を図り、防災・減災に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

再質問させていただきます。令和2年6月に国土交通省マイ・タイムライン実践ポイント検討会が取り組まれました。その中に取りまとめられたマイ・タイムラインガイドブックでは効果的に実効性のある避難体制を確保するために洪水リスクが高い

区域を優先し、マイ・タイムラインの検討を進めるなど重点地区の洗い出しなどの検討が必要とあります。私の住んでいる地区は、まさにこの重点地区に該当すると思いますが、私の住んでいる地区に限らず、町内の自治会や自主防災組織がマイ・タイムラインの検討会の開催したいと考えた時に、町として積極的な支援を行なって頂くことは可能でしょうか。質問させていただきます。

総務課長（泉 知典）

天野議員の再質問に答弁をさせていただきます。本町では自治会・学校・事業所等の団体から依頼があれば、防災出前講座や防災訓練を実施しており、可能な限り要望に沿った訓練を実施しております。議員ご質問の自治会や自主防災組織がマイ・タイムラインの検討会を開催した時の支援につきましても先進的な事例を紹介することや防災出前講座に組み込み、実施することは可能でございます。マイ・タイムラインは地域の実情に応じたものを作成する必要がありますので、各団体と個別に検討することは非常に大切なことだと思います。町民の皆様が災害に備え、いざという時の適切な行動に繋がるよう、マイ・タイムラインの普及啓発を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

有難うございます。また、ガイドブックにはマイ・タイムラインの検討はワークショップ形式での推進を推奨しており、住民同士だけではなく、行政と住民のリスクコミュニケーションの場としても有効と記載されております。単にタイムラインについて周知するのではなくて、行政が住民と一緒に作成することが重要かと考えます。ここで私の方に資料として持って来させて頂いた中に地域におけるマイ・タイムラインの取組の事例集ってのがあります。こちらで地域におけるマイ・タイムライン取組事例集とありまして、国土交通省の方から出ておる中で1番香川県まんのう町の境目の方が取組をされておられてたんですが、こちらの方、見て頂けたらと思います。マイ・タイムライン作成の公開とあります。マイ・タイムラインを作ろう。作成方法を動画で解説、香川県坂出市となっております。取組主体の方が坂出市となっております。参加の一般対象者は一般住民という風になって、こちらの方、開催しておりますので、ぜひ参考にして頂けることをお願いしたいと思います。有難うございます。ぜひとも町として地域防災に対する積極的な支援をこれからもよろしくお願い致します。

次に5点目の質問です。

私は、令和2年12月定例会で「がん対策」について一般質問をさせていただきました。その関係からか、先日、町民の方から「がん患者の治療中の支援」について、質問を受けました。その内容は「髪の毛が抜けるのですが、それに対する支援はないのでしょうか」というものでした。制度としてははないのですが、ヘアドネーションと

いう取組が全国的にはあります。こういった、がん患者の生活に関する相談というのは、町の方にはあるのでしょうか、質問させていただきます。

健康福祉課長（富木田 笑子）

天野議員のがん患者の生活に関する相談が町にあるのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

治療中及び通院中のがん患者は、その医療機関の医療従事者及び地域連携室のソーシャルワーカーなどが関わり、治療段階におけるケアや相談を手厚く行っております。

そのため、町には現在のところ、こういった相談はございませんが、ご相談があったケースには、医療機関等と連携し対応してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

再質問させていただきたいと思います。町には現在のところ、こういった相談はありませんが、ご相談があったケースには医療機関として連携して対応してまいりますという答弁有難うございます。では、行政としての役割というのをどうお考えになられてますでしょうか。ご答弁頂けますか。

健康福祉課長（富木田 笑子）

天野議員の再質問に答弁をさせていただきます。本町と致しまして、がんの患者さんの治療につきましては専門的な知識につきましては、医療機関の方で、出来ない相談に乗って頂くようになっておりますけれども、在宅で生活される方、再発の不安であったり、生活上の困難であったり、小さな悩み事がありましたら、町の方にはそれぞれ地区担当の保健師がおりますので、日頃の身近な相談役として相談に乗ることはございます。ですので、ご質問のようにヘアドネーションというような具体的な質問というのは現在ありませんけれども、日頃から小さなこと、身近に相談出来る相手として保健師が存在しておりますので、それぞれの医療機関と町の保健師の役割を分担しながら、連携して対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

突然の質問にも拘わらず、ご答弁頂き有難うございます。私自身が思うことなんです、がんの対策に限ったことではなく、町民にとって、この役場というものが、敷居が高いところであってはならない。また、保健師さん身近に感じて頂けるととても大切な役割かと思うんですが、何でも気軽に相談出来る体制というものを、そしてまた雰囲気づくり、いつでも相談に行ってお話したいなという、その優しい雰囲気づくりというのをしっかりとって頂けたらと思っております。どうかその点、よろしくお願い致します。

先ほど、ヘアドネーションという言葉を使わせて頂いてきましたが、皆さんはご存

じでしょうか。「ドネーション」というのは「寄附」という意味があります。つまり、「ヘアドネーション」は、髪の毛を寄附することです。寄附された毛髪で医療用ウィッグを作り、無償で提供している取組があります。ヘアドネーションは1997年にアメリカで始まり、2009年に日本でもNPO法人により始まりました。髪の毛の寄附には31cm以上が必要であり、一つのメディカル・ウィッグを作るためには30～50人のヘアドネーションが必要です。そして、このメディカル・ウィッグを利用出来るのは、18歳以下の子どもと決まっており、申し込みや利用に費用は掛かりません。ヘアドネーションは一見いいことのように感じますが、本当にそうでしょうか。ウィッグを使う人の中には「負けたような気持ちになる」という人もいますのです。なぜなら、社会は髪の毛がある人がほとんどなのです。髪の毛がないということは、圧倒的なマイノリティなのです。圧倒的マジョリティがマイノリティに対して、ウィッグが必要だと無意識の押し付けになっているのかも知れません。毎日、身なりを気にしていた女性がふと、その行為がしんどくなり、エイっとウィッグを脱いでこう言ったそうです。「女性にも禿げる権利が欲しい」と。女性だという理由だけで、見た目においてもその役割を担わされているのです。私たちの中には、こうした無意識の差別がたくさんあります。令和3年6月定例会で男女共同参画社会のあり方を考える中、パートナーシップ制度やジェンダーレスについて一般質問をさせて頂きましたが、まさにこれに通じる話なのです。大切なことは、望んだ人がウィッグをつけられる選択肢を、そして、同じだけウィッグをつけなくていい選択肢を作り出せることが大切ではないでしょうか。自分たちが手にしている当たり前とは、「必ずしも当たり前ではない」と誰もが思うことが出来たなら、それは、誰もが幸せになれる社会の一步に近づくことになると思います。コロナ禍を経て、生理の貧困もそうですが、これまでなかったとされていた人たちが声を上げ始めました。今の世の中において、自分たちが感じている違和感について口を閉ざすことは出来なくなっているような気がします。そういった意味では、アフターコロナで一番大切なことは、一人ひとりが大切にされる多度津町ではないでしょうか。人権の啓発・教育がとても大切だと思います。そこで6点目の質問に入ります。今年度、多度津町で取り組んだ人権啓発・教育に関する事業について質問させていただきます。これは教育関係ではなく、町として取り組んだものを全て簡潔にお答え頂きますよう、よろしくお願い致します。

住民環境課長（石井 克典）

天野議員の今年度本町で取り組んだ人権啓発に関する事業についてのご質問に答弁をさせていただきます。

天野議員ご指摘のとおり、多数派による見えない差別や排除は今も私たちの身の回りに潜んでいます。

差別をされたと感じる人に対し、痛みを与えた側のほとんどの人たちは、社会通念

上の常識をベースとして善意から発生したものが多く、自分が差別をしていることに気がついていない事例が多く見られます。

例えば「A型の人はい帳面だ」「男性はこうあるべきだ」「女性らしくしなさい」など、こういった「無意識の偏見」は近年「差別」と捉えられており、このような差別はたいてい悪意のない人がするとされています。

これまで社会が無視してきた分類化出来ない複雑な差別問題がソーシャルネットワークなどの普及により、国民の一人ひとりが声を上げることにより露呈しており、日本固有の人権問題が徐々に表面化していると感じております。

そういった中で、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、人権啓発イベントの中止が続いておりましたが、今年度に入りアフターコロナにおける人権啓発イベントが全国的に再開されたところです。

ご質問の今年度、多度津町で取り組んだ人権啓発に関する事業でございますが、まずは「本人通知制度」の啓発活動でございます。こちらにつきましては、行政書士による戸籍や住民票などの個人情報をも不正に取得する事件が繰り返されております。その対策として本町では平成24年に「本人通知制度」を制定し、本人以外の第三者からの請求に対して、戸籍や住民票などの写しを交付したとき「本人通知制度」に事前登録をしていれば、登録者本人に第三者または本人等の代理人による個人情報の請求があり、交付を行った旨の通知を行うものでございます。こういった個人情報の不正取得は結婚や就職時の身元調査などに使用されることが多いとされており、個人の人権を侵害する行為であると捉えております。こうした背景から、本人通知制度の普及については大変重要なことと認識しており、7月には本人通知制度のチラシを全戸配布し、来年1月の町広報誌では啓発記事を掲載することとしております。

次に、「パープルライトアップ」の啓発活動です。毎年、11月12日から25日までの間「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ内閣府男女共同参画局が呼びかけ全国的に実施している事業で、女性に対する暴力根絶のシンボルである「パープルリボン」に因んで、本町では県立桃陵公園内にあるメロディー時計「カリヨン」を紫色にライトアップし、町広報誌やFM香川またポスター等で女性に対する暴力をなくす取組の啓発を実施致しました。

次に、毎年8月の「同和問題啓発強調月間」と12月4日から10日の人権週間に合わせ、町立明徳会図書館とコラボし、人権問題に関する書籍の寄贈や人権を特集した特設コーナーを設けるなど啓発にご協力頂いております。また、今年は新たに町内の小・中学校の図書室にも人権に関する書籍を寄贈し、子供達を対象とした啓発も行いました。

最後に本町を含む仲多度郡の3町で組織する仲多度郡人権・同和施策推進連絡協議会での取組みとして、天野議員のご質問にもありました全国水平社創立100周年を記

念した「人権同和問題講演会」を本年11月18日に、全国水平社設立の中心人物であります西光万吉氏の親族である清原隆宣氏を迎え、サクラートたどつで実施致しました。

その他、広報やホームページ等で人権擁護委員による啓発活動やLGBT、女性活躍推進講演会など啓発に努めておりますが、天野議員ご指摘の多数派と呼ばれる側の意識を変えるには、誰もが互いに人権を尊重し、多様性を認め合うことが大切であり、一人ひとりが自分事として捉え、人が持つ独自の物差しを無くしていくことが重要であると認識しておりますので、今後も差別のない社会の実現を目指して啓発活動を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

教育課長（竹田 光芳）

天野議員の今年度、本町で取り組んだ人権啓発に関する事業についてのご質問に答弁をさせていただきます。

教育委員会においては、教職員の研修として部落解放同盟のご協力を頂き隣地研修を行い、学校及び地域における人権・同和教育推進のために、同和問題をはじめとする様々な人権課題の解決に関する実践活動の指導者としての資質を高めるため研修を行っております。

また、町内の幼稚園、小・中学校の教員が参加しての人権・同和教育研究会を実施しております。今年度は豊原小学校が会場校となり、人権教育に関する公開授業や4つの分科会での提案及び討議が行われました。どの分科会においても熱心な議論が交わされておりました。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

ご答弁頂きまして、有難うございます。ただ今、住民環境課長、また、教育課長の方からご答弁を頂きましたが、私が申し上げるまでもありませんが、日本国憲法の3原則の中の一つに基本的人権の尊重があります。行政が取り組む全ての事業におきまして、人権は尊重されなければなりません。本日ご答弁頂けなかった他の課の課長においても人権に対する取組がしっかりと行われていると存じておりますが、今後もどの課におきましても常に人権を意識し、町民一人ひとりが大切にされている事業等をしっかりと推進して頂きたいと願います。どうかよろしくお願い致します。

7点目の質問に入ります。2022年3月3日は、全国水平社が創立されて100周年でした。水平社創立宣言は、日本で初めての人権宣言と言われております。わずか短い文章の中に人間という言葉が10回出てきます。それぐらい「人間」の尊厳を大切にした文章です。しかし、100年経った今でも同和問題を始めとする様々な人権課題は残されたままです。多度津町に住んで良かった、これからも住み続けたいと町民

の皆様が思う町にするためには、コロナ禍で言われていた「本当に怖いのはコロナではなくて、人だった」ではなく、一人ひとりを思い合える人権感覚ではないでしょうか。コロナ禍で私たちは命の尊さと誹謗・中傷の怖さ、人権の大切さを学んだのではないのでしょうか。多度津には「多度津町人権擁護に関する条例」があります。アフターコロナにおいてこの条例をどう推進していくのか質問させていただきます。

住民環境課長（石井 克典）

天野議員の多度津町人権擁護に関する条例の推進についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本条例につきましては、部落差別を始めとするあらゆる差別を撤廃し、人権擁護を図り、平和で明るい地域社会の実現に寄与することを目的とし、町はそのための啓発活動を中心とした施策の推進及び推進体制の充実が定められております。

本町の人権施策においては「多度津町人権尊重に関する総合計画」及び「多度津町人権教育・啓発に関する基本指針」に基づき具体的な事業を検討し、実施することとしております。

また、本条例第5条の推進体制の充実と致しまして仲多度郡3町が連携し、人権施策に取り組むことで積極的かつ効率的に事業を進めることが出来るため「仲多度郡人権・同和施策推進連絡協議会」を発足し、様々な人権施策に取り組むこととしております。当該協議会にはアドバイザー的な役割として、琴平町にある部落解放同盟豊明支部にも参加頂いており、啓発や研修などを3町が合同で実施しております。

他にも県と県内の全市町で構成する「香川県人権啓発推進会議」、部落解放同盟香川県連合会による「網の目行動」、香川県人権研究所と連携し、人権啓発や研修などを実施する中で人権団体等からアドバイスを受け、本町の人権擁護施策を進めているところでございます。

しかしながら、天野議員ご指摘のとおり、同和問題を始めとする様々な人権問題は解消されておりません。2年前に実施した人権・同和問題に関する意識調査の結果では「障害者の人権」が最も多く、次いで「インターネットによる人権侵害」「コロナウイルスなど感染者の人権」「子どもの人権」と続き、マスコミ報道でよく視聴するものや身近な人権課題の関心が高い結果となっております。また、近年の新しい人権問題とされている性的少数者の人権についても関心はあるが「当事者に対する理解や関わり方が分からない」という意見が多く見られました。

このような意識調査の結果を踏まえると更なる啓発活動の必要性に加え、より効果的な手法の活用が必要であると感じております。

平成28年には差別の解消を目的とし「障がい者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」が制定されたこともあり、今後、本町と致しましては本条例に基づき、人権・同和問題に関する意識調査の結果で明らかとなった課題を

踏まえ、人権に係る団体と連携し、より効果的な啓発・研修の手法を検討し、明確な目的を持って人権課題の解消に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

有難うございました。アフターコロナを考える時に1番大切なことは、もう一度足元から町民にとって何が大切か。何を必要としているかを考え直すことではないでしょうか。福祉と教育はとても大切だと思います。一人ひとりが互いを思いやり、幸せを感じることが出来る住みよい町作りに向け、チーム多度津として取り組んでいくことを共に目指していきたいと思います。最後になりましたが、多度津町人権擁護に関する条例ということですので、副町長、この点に関し、お考え等をお聞かせ頂きますよう、再質問させていただきます。

副町長（岡部 登）

天野議員の人権の意識した事業を推進していく。そういった意識についての再質問にお答えを致します。憲法に保障されている基本的人権を尊重することは、政策というよりも人としての義務に近いものと私自身は認識しておりますし、それ以上に大切なものであると考えておりますので、今後も多度津町人権政策推進本部設置要綱に則って人権政策を推進してまいりたいと考えております。

以上、再質問の答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

突然の再質問にも拘わらず、お考え等述べて頂き、有難うございます。今後とも共に目指していきたいという風に考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

残り6分となりました。町長、人権に関するお考えを述べて頂くこと可能でしょうか。

町長（丸尾 幸雄）

突然のご質問を頂きまして有難うございました。人権に関することというのは、もう普遍的なものでありまして、今、仲多度郡の中でも仲多度郡人権・同和施策推進連絡協議会、琴平町・まんのう町・多度津町と共に同じ歩調を合わせて進んでおりますが、やはり私ども1人だけではなくて、やはり多くの方々が同じ考えの中で同じ歩調で、この問題を解決をしていかなければいけないと思っております。この水平社創立から100周年が経った今も、まだまだ大きな問題が残っております。やはり、これは全体として、考えていく必要がある。国全体としてですね、考えていく必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

突然の質問にも拘わらず、ご答弁頂きまして、本当に有難うございます。  
これにて3番、天野 里美 一般質問を終わりたいと思います。  
有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって3番、天野 里美 議員の質問は終わります。  
それでは、これにて一般質問は終了致します。  
本日の日程は全て終了致しました。これにて散会致します。  
次回は明日、午前9時より一般質問を行いますので、よろしくお願い致します。  
長時間お疲れでございました。

散会 午後4時2分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

令和4年12月7日  
第4回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記